

千葉県東葛飾土木事務所における官製談合防止法違反事件に係る
調査報告書

平成 3 0 年 8 月 2 3 日

千 葉 県

はじめに

平成 29 年 11 月 23 日に県土整備部の職員（平成 28 年度の東葛飾土木事務所の所長及び維持課長）が逮捕され、同年 12 月 13 日に起訴されるという、あってはならない事態が起き、県政に対する県民の信頼を大きく裏切ってしまいました。

本県では、平成 20 年度に、全庁的に長期間にわたり不適正な経理処理を行っていた問題が発覚して以降、平成 21 年度に「千葉県コンプライアンス推進基本指針」を策定し、研修や監察等を通じて職員に周知・徹底を図ってきましたが、このような事態が起き、コンプライアンス意識が職員に十分浸透していなかったことを大変重く受け止めています。

今回の件については、職員逮捕の 1 年以上前に外部の方から県に通報があり、担当部局が調査を行いました。結果として官製談合防止法違反の事実を把握することはできませんでした。

通報には、他にも県職員と逮捕・起訴された事業者との会食や、通報者に関する情報の漏えいに関する内容が含まれており、逮捕・起訴後、改めて、県として調査を行うこととしました。

なお、調査の手法、項目、内容等については、逐次、弁護士、公認会計士等の外部有識者で構成する「千葉県コンプライアンス委員会」のご意見を聞き、助言を受けながら、総務部や県土整備部で進めてまいりました。

また、調査と併行して、同会議のご協力をいただきながら、職員倫理、入札制度、外部からの働きかけ等、様々な観点から再発防止策の検討を進め、着手可能なものについては先行して実施してまいりました。

この度、調査の結果と今後の再発防止策をとりまとめ、同会議で説明し、ご了解いただいた後、庁内組織である「千葉県コンプライアンス推進本部会議」で職員に示し、最終決定したところです。

二度とこのようなことが起きないよう、職員一人ひとりが強い自覚を持つとともに、県庁全体で、信頼回復に向けた再発防止策を着実に実施してまいります。

最後に、「千葉県コンプライアンス委員会」の委員の皆様には、県民目線と専門家の視点の両面で、厳しくも有益なご意見を多数賜りましたことを、深く感謝申し上げます。

千葉県知事 森田 健作

目 次

第 1 調査結果	1
1 官製談合防止法違反の事件について	1
(1) 官製談合防止法違反事件（逮捕事案）の内容と経過	1
ア 談合情報提供者からの通報	1
イ 県土整備部の初動対応	1
(ア) 職員に対する調査	1
(イ) 事業者に対する調査	2
ウ 職員の逮捕及び起訴等の状況	2
エ 職員の逮捕を受けての県土整備部の対応	3
(ア) 業務適正執行推進本部の設置	3
(イ) 再調査（職員の逮捕・起訴後）の実施	3
a 逮捕された職員に対する調査	3
b C氏と事業者Dに対する調査	5
オ 逮捕・起訴された職員に対する県の処分	5
カ 事業者Dに対する対応	6
(2) 他の発注工事（逮捕事案以外の工事）に関する調査	6
ア 逮捕された職員が関与する逮捕事案以外の工事	6
(ア) 逮捕された職員に対する調査	6
(イ) 関係職員に対する調査	6
イ 事業者Dが受注した逮捕事案以外の工事	7
(ア) 関係職員に対する調査	7
a 県土整備部発注工事	7
b 水道局発注工事	8
c 企業土地管理局発注工事	9
(イ) C氏と事業者Dに対する調査	9
(3) 総括	9
ア 再調査を通じて判明した事項	9
(ア) 逮捕された職員に関する事項	9
(イ) 事業者Dが受注した逮捕事案以外の工事に関する事項	10
イ 事件の要因・背景等	10
(ア) 職員のコンプライアンス意識の欠如（不徹底）	10
(イ) コンプライアンス意識を浸透させるための体制の不備	10
(ウ) 相談機能・環境の不備	11
(エ) 日常における事業者との接触、事業者への過剰な配慮	11
(オ) 入札制度や入札事務における不備	11
2 逮捕された元役員が同席していた会食について	12
(1) 事件の内容と経過	12
ア 談合情報提供者からの通報	12
イ 県土整備部の初動対応	12
(ア) 職員に対する調査	12
ウ 総務部による再調査（職員の逮捕・起訴後）	13
(ア) 職員に対する調査	13
(イ) C氏と事業者Dに対する調査	17
(ウ) 飲食店に対する調査	17

(エ) 関係議員に対する調査	18
(2) 総括 ～ 再調査を通じて判明した事項や課題 ～	18
3 談合情報提供者に係る情報の漏洩について	21
(1) 事件の内容と経過	21
ア 談合情報提供者からの通報	21
イ 県土整備部及び水道局の初動対応	21
(ア) 県土整備部の初動対応	21
a 職員に対する調査	21
(イ) 水道局の初動対応	21
a 職員に対する調査	21
ウ 総務部による再調査（職員の逮捕・起訴後）	22
(ア) 職員に対する調査	22
(イ) C氏と事業者Dに対する調査	25
(2) 総括	26
4 公共工事に係る日常業務における外部とのやり取り等に関する調査	27
(1) 外部からの違法・不当な働きかけに関する調査	27
(2) 特定の業者との飲食に関する調査	30
(3) 総括	32
ア 外部からの違法・不当な働きかけについて	32
イ 特定の業者との飲食について	32
第2 今後の再発防止に向けて	33
1 具体的な改善策	33
(1) 職員倫理に関する基準や懲戒処分に関する基準の制定	33
(2) 職員に対するコンプライアンス研修の充実	34
(3) 各所属におけるコンプライアンスの推進	35
ア 庁内の推進体制の見直し	35
イ 所属に対する特別監察・行政監察の充実	37
(4) 内部通報制度の更なる周知、運用の改善（官製談合への対応含む）	37
(5) 公正公平な入札契約制度の確保	39
ア 入札の手続きの改善	39
イ 職員が関与する談合情報に係る対応の改善	41
ウ 入札契約業務適正化相談員の指定	41
エ 入札契約事務体制のあり方	42
(6) 外部の者との適切な関係の確保	43
ア 利害関係者に対する応接ルールの見直し	43
イ 県退職者による働きかけへの対応の見直し	43
2 スケジュール	45
参考資料	
千葉県コンプライアンス委員会議での検討の経過	46
庁内コンプライアンス推進組織での検討の経過	47
内部通報制度に係るアンケート調査結果	48

第 1 調査結果

1 官製談合防止法違反の事件について

(1) 官製談合防止法違反事件（逮捕事案）の内容と経過

ア 談合情報提供者からの通報

平成 28 年 9 月 28 日から 10 月 4 日にかけて複数回にわたり、県土整備部（建設・不動産課）に対し、談合情報提供者（以下、「E 氏」という。）から、談合情報が寄せられた。

通報の主な内容は、職員が逮捕・起訴され、有罪が確定した事件となった「平成 28 年度県単地域排水路整備工事（その 1）」及びその他逮捕事案以外の工事について、東葛飾土木事務所長（通報当時）（以下、「職員 A」という。）及び同維持課長（通報当時）（以下、「職員 B」という。）が、事業者 D（法人）に対し、予定価格等の漏洩を行っているというものであった。

イ 県土整備部の初動対応

通報を受け、県では、談合情報対応マニュアルに基づき、県土整備部幹部職員で構成する公正入札調査委員会を開催し、開札前であった逮捕事案以外の工事については入札を取り止めるとともに、通報内容を公正取引委員会や県警に通報した。

また、通報内容について、県土整備部において職員や事業者に対する調査を行うこととしたが、県から関係機関へ通報していることから、関係機関の捜査等に支障が生じないように調整の上、職員及び事業者への調査を実施した。

(ア) 職員に対する調査

a 調査内容

趣 旨	通報された情報に基づく入札情報漏洩の有無の確認
担当部局	県土整備部
対象範囲	職員 A（調査当時：東葛飾土木事務所長） 職員 B（調査当時：東葛飾土木事務所維持課長）
実施時期	平成 29 年 3 月
方 法	ヒアリング
主な調査項目	(1)事業者 D の取締役（通報当時）（以下、「C 氏」という。）との面識や個人的な付き合いの有無 (2)事業者 D への予定価格等漏洩の有無 (3)事業者 D からの金品等の贈与の有無

b 調査結果

両職員とも C 氏や事業者 D との業務上の面識があることは認めたものの、入札情報の漏洩や個人的な付き合いについては、否定した。

職員 A	(1)C 氏とは面識があり、所長室で工事の発注見通しなどの一般的な話をしたことがある。 (2)予定価格等の漏洩の事実はない。 (3)金品等を受け取ったことはない。
------	---

職員 B	(1)C 氏とは名刺配りや落札後の打ち合わせ等で顔を合わせたことがある。 (2)予定価格等の漏洩の事実はない。 (3)金品等を受け取ったことはない。
------	--

(イ) 事業者に対する調査

a 調査内容

趣 旨	通報された情報に基づく入札情報漏洩の有無の確認
担当部局	県土整備部
対象範囲	事業者 D
実施時期	平成 29 年 3 月
方 法	ヒアリング
主な調査項目	(1)談合の有無 (2)県職員からの入札情報の入手の有無

b 調査結果

事業者 D の代表取締役（当時）に対して事情聴取を行ったが、「そのような事実は一切ない」と回答しており、談合等の事実は確認できなかった。

ウ 職員の逮捕及び起訴等の状況

法令違反行為	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）第 8 条違反																				
逮捕日	平成 29 年 11 月 23 日																				
逮捕者	職員 A（逮捕当時：千葉土木事務所長） 職員 B（逮捕当時：印旛土木事務所維持課長）																				
逮捕の概要	平成 28 年度に職員 A が東葛飾土木事務所の所長、職員 B が同事務所の維持課長であった際、同事務所が発注した工事（平成 28 年度県単地域排水路整備工事（その 1））について、C 氏に対して秘匿情報を漏洩し、当該入札の公正を害すべき行為を行ったとして逮捕された。また、C 氏も、公契約関係競売等妨害（刑法第 96 条の 6）で逮捕された。 <table border="1"> <tr> <td>工 事 名</td><td>平成 28 年度県単地域排水路整備工事（その 1） （工事箇所：松戸市稔台）</td></tr> <tr> <td>入札方式</td><td>一般競争入札（総合評価方式）</td></tr> <tr> <td>公 告</td><td>平成 28 年 7 月 1 日</td></tr> <tr> <td>入 札</td><td>平成 28 年 8 月 23 日～24 日</td></tr> <tr> <td>予定価格</td><td>116,720,000 円（税抜）</td></tr> <tr> <td>調査基準価格</td><td>103,612,000 円（税抜）</td></tr> <tr> <td>落 札 額</td><td>105,500,000 円（税抜）</td></tr> <tr> <td>契 約 日</td><td>平成 28 年 9 月 1 日</td></tr> <tr> <td>工 期</td><td>平成 28 年 9 月 2 日から平成 29 年 2 月 9 日</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>当該工事は、一般競争入札（総合評価方式）により入札が執</td></tr> </table>	工 事 名	平成 28 年度県単地域排水路整備工事（その 1） （工事箇所：松戸市稔台）	入札方式	一般競争入札（総合評価方式）	公 告	平成 28 年 7 月 1 日	入 札	平成 28 年 8 月 23 日～24 日	予定価格	116,720,000 円（税抜）	調査基準価格	103,612,000 円（税抜）	落 札 額	105,500,000 円（税抜）	契 約 日	平成 28 年 9 月 1 日	工 期	平成 28 年 9 月 2 日から平成 29 年 2 月 9 日	そ の 他	当該工事は、一般競争入札（総合評価方式）により入札が執
工 事 名	平成 28 年度県単地域排水路整備工事（その 1） （工事箇所：松戸市稔台）																				
入札方式	一般競争入札（総合評価方式）																				
公 告	平成 28 年 7 月 1 日																				
入 札	平成 28 年 8 月 23 日～24 日																				
予定価格	116,720,000 円（税抜）																				
調査基準価格	103,612,000 円（税抜）																				
落 札 額	105,500,000 円（税抜）																				
契 約 日	平成 28 年 9 月 1 日																				
工 期	平成 28 年 9 月 2 日から平成 29 年 2 月 9 日																				
そ の 他	当該工事は、一般競争入札（総合評価方式）により入札が執																				

	行され、事業者 D を含む 2 者が参加し、落札率は 90.4% であった。 なお、通報の時点ですでに契約済みであったため、契約を続行し、当該工事は平成 29 年 2 月 9 日に竣工した。
起訴 (略式命令)	平成 29 年 12 月 13 日 職員 A は起訴され、職員 B は、罰金 80 万円の略式命令を受けた。
起訴事実の 概要	「平成 28 年度県単地域排水路整備工事（その 1）」の総合評価方式による一般競争入札において、職員 A は C 氏に、 ① 予定価格の近似値を教示した ② 入札参加予定業者数及び業者名を教示した ③ 入札参加予定業者の技術評価点を教示した ④ 職員 B と共謀して調査基準価格の近似値を教示したことにより入札等の公正を害すべき行為を行った。
判決	職員 A 平成 30 年 3 月 26 日 懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）

エ 職員の逮捕を受けての県土整備部の対応

（ア）業務適正執行推進本部の設置

逮捕事案を契機に、県土整備部において起こりうる業務執行上の問題を検討し、業務の適正執行に向けた県土整備部の方針等をまとめるための業務適正執行推進本部（本部長：県土整備部長）を平成 29 年 12 月 13 日に設置し、実態把握のための調査や再発防止に向けた対応の検討などを開始した。

（イ）再調査（職員の逮捕・起訴後）の実施

職員 A 及び職員 B が、E 氏から寄せられた入札情報の漏洩に関する情報と同じ内容の容疑で、平成 29 年 11 月から 12 月に逮捕・起訴され、以前に県が実施した調査が十分でなかった可能性が生じた。

このため、逮捕事実となった事件や業者との関係等について、再調査を行った。

a 逮捕された職員に対する調査

（a）調査内容

趣 旨	逮捕事案（「平成 28 年度県単地域排水路整備工事（その 1）」の入札情報の漏洩）の経緯や動機等の把握
担当部局	県土整備部
対象範囲	職員 A（調査開始当時：千葉土木事務所長） 職員 B（調査開始当時：印旛土木事務所維持課長）
実施時期	平成 29 年 12 月～平成 30 年 3 月
方 法	ヒアリング（延べ 5 日）
主な 調査項目	(1)逮捕・起訴事実 (2)違法行為の状況や経緯・動機 (3)事業者 D 及び C 氏に対する認識、関係 (4)職員 A と職員 B との関係

(b) 調査結果

職員 A	(1)官製談合防止法違反で平成 29 年 11 月 23 日に逮捕され、12 月 13 日に起訴された。 起訴事実、C 氏から求めがあり、 ①平成 28 年 6 月に事務所の所長室で予定価格の近似値を教示した ②同年 7 月に事務所の電話により入札参加予定業者数や参加予定業者名を教示した ③同年 8 月に所長室で入札参加予定業者の技術評価点を教示した ④同年 8 月に調査基準価格を職員 B から聞くように C 氏に伝えたというものであり、起訴事実について争うつもりはない。 動機としては、C 氏からの利益供与や収賄などの事実はなく、発注する工事について、技術力の高い地元の事業者による円滑な施工が望ましいと考えたことがあった。 ぴったりの額ではなく予定価格の概算を教示するくらいは「ヒント」なので、「グレーゾーンだと認識」していた。 そのため、平成 29 年 3 月の県土整備部の調査時には、情報を漏洩したという感覚はなかった。 (2)事業者 D は、地域でも A ランクで技術力のある会社であると認識していた。 また、東葛飾土木事務所の所長に配属された際、前任者からの引継ぎにおいて、C 氏について「注意するように」との発言があり、丁寧に対応する必要があると認識していた。 事業者 D の営業担当として C 氏は私のところに直接、営業に来ており、所長室で対応していた。 (3)職員 B とは、道路環境課（平成 26 年度）で初めて上司部下の関係になった。特に職員 B との間に強いつながりがあるものではなく、他の課長と同様に、普通の上司部下の関係であった。維持課長なので事業者 D とは工事の関係で業務上のつながりはあると思うが、通常は現場監督員と対応するのみで、C 氏への対応は行っていないと思う。
職員 B	(1)官製談合防止法違反で平成 29 年 11 月 23 日に逮捕され、12 月 13 日に略式命令により罰金 80 万円を即日納付し、刑事手続きの一切が終了した。 起訴事実、調査基準価格を C 氏に教示したというものだが、その時の状況は、以下のとおりである。 ・事務室内で C 氏から「話がある」と声をかけられ、所内の打ち合わせスペースへ二人で移動したところ、「調査基準価格を伝えるように所長が言っている」と言われて金額を示された。 ・「本来、隠しておくべき金額で、まずい」という思いもあったが、C 氏は所長とも親しい人で所長の命令だと思った。

	・調査基準価格の手控えがなかったため、総務課に一人で行き、保管書類を確認し、C氏が示した調査基準価格の金額で合っている旨を意思表示した。 平成29年3月の県土整備部の調査時には、「怖い」という思いがあって正直に話せなかった。 (2)事業者Dとは工事の請負業者として通常の業務上のつながりは持っていたが、対応する相手はC氏ではなく、会社の現場担当者であった。C氏との癒着などは一切なかった。 (3)職員Aとは、道路環境課（平成26年度）で上司部下の関係となり、平成27年4月に同時に東葛飾土木事務所に異動してきた。職員Aから本庁時代に厳しく指導された経験があることから、職員Aの指示に従うことが身についてしまっていた。 また、所属長である所長からの命令だと思ったため、他に相談できる相手がおらず苦しんだ。
公判等	職員A及びC氏の公判（平成30年2月20日（火）千葉地方裁判所804号法廷）を傍聴したところ、起訴事実や証言等と、県の調査における逮捕された職員の主張は一致していた。

b C氏と事業者Dに対する調査

(a) 調査内容

趣 旨	逮捕事案（「平成28年度県単地域排水路整備工事（その1）」の入札情報の漏洩）に関する、違法行為等についての確認
担当部局	県土整備部
対象範囲	C氏、事業者D
実施時期	平成30年4月16日（依頼日）
方 法	書面（職員が訪問して文書を手交）
主な調査項目	(1)逮捕・起訴事実 (2)違法行為の状況や経緯、動機、その他の働きかけ等

(b) 調査結果

C氏を訪問し、調査協力を直接依頼したが、協力を得られなかった。（調査票を受け取ることも拒否された。）

また、事業者Dを訪問し、代表取締役と面会して調査への協力を依頼したが、後日、書面が郵送（平成30年4月19日收受）され「業務上の情報を共有した者が社内におらず、代表取締役も変わり内容を把握していないため調査への協力は難しい」旨の回答があった。

オ 逮捕・起訴された職員に対する県の処分

以下のとおり、懲戒処分を行った。

- ・職員A 懲戒免職（平成30年3月29日付け）
- ・職員B 停職3月（平成30年1月5日付け）

カ 事業者 D に対する対応

平成 29 年 11 月 23 日に C 氏が逮捕されたことを受け、県は事業者 D に対し、同日から 1 年間の指名停止措置を行った。

平成 30 年 3 月 26 日、千葉地方裁判所において、C 氏に対する有罪判決が出され、同年 4 月 10 日に当該判決が確定したことから、県は、工事請負契約書に基づき、工事の最終契約金額の 20% に該当する 23,531,688 円を事業者 D に賠償金として請求し、事業者 D は全額納付を行った。

また、有罪判決の確定を受け、事業者 D の指名停止措置期間を平成 31 年 11 月 22 日まで延長した。

さらに、平成 30 年 6 月 29 日、事業者 D に対して、建設業法第 28 条第 3 項の規定により、平成 30 年 7 月 14 日から 11 月 10 日まで 120 日間の営業停止処分を行った。

(2) 他の発注工事（逮捕事案以外の工事）に関する調査

ア 逮捕された職員が関与する逮捕事案以外の工事

(ア) 逮捕された職員に対する調査

a 調査内容

趣 旨	職員 A 及び職員 B による他の同様の事件の有無等についての確認
担当部局	県土整備部
対象範囲	職員 A（調査開始当時：千葉土木事務所長） 職員 B（調査開始当時：印旛土木事務所維持課長）
実施時期	平成 29 年 12 月～平成 30 年 3 月
方 法	ヒアリング（延べ 5 日）
主な 調査項目	他の違法行為の有無やその内容

b 調査結果

職員 A	起訴事実にはなっていないが、「平成 27 年度県単地域排水路整備工事」について、事業者 D が予定価格として積算した金額を C 氏から口頭で示されたことがあり、「それぐらいですね」と答えてしまったことがある。 （ヒントを与えたのは）逮捕事案とこの工事の 2 件のみであり、他にはない。（公判でも同様の証言をした。） ※ C 氏は公判において、「起訴された工事以外、職員 A から予定価格を聞いたことはない」と供述している。
職員 B	逮捕事案の 1 件のみであり、他には一切ない。

(イ) 関係職員に対する調査

a 調査内容

趣 旨	逮捕事案の状況等の把握や職員 A 及び職員 B による他の同様の事件の有無等についての確認
担当部局	県土整備部

対象範囲	職員 A 及び職員 B が平成 26 年度以降に在籍していた所属の当時の職員（道路環境課(平成 26 年度)、東葛飾土木事務所(平成 27～28 年度)、千葉土木事務所(平成 29 年度)、印旛土木事務所(平成 29 年度)の職員) 113 人
実施時期	平成 30 年 1 月～平成 30 年 4 月
方 法	ヒアリング（延べ 20 日）又は書面 （回答者 110 人：回答率 97.3%）
主な 調査項目	(1) 職員 A 及び職員 B の不審な行動の有無 (2) 職員 A 及び職員 B から情報漏洩などの指示の有無

b 調査結果

平成 28 年度に東葛飾土木事務所に在籍していた職員 1 人から、「職員 B が調査基準価格を漏洩した時期に、職員 B が C 氏とともに執務室から別室に移動した際の様子を目撃した」旨の証言があった。

それ以外では、職員 A、職員 B の両者ともに特段の不審な行動があった等の証言はなかった。

また、両者から情報漏洩などの指示を受けたことがあると回答した職員はいなかった。

イ 事業者 D が受注した逮捕事案以外の工事

(ア) 関係職員に対する調査

a 県土整備部発注工事

(a) 調査内容

趣 旨	逮捕事案以外で事業者 D が受注した工事についての同様の違法行為の有無等の確認
担当部局	県土整備部
対象範囲	平成 25 年度以降に事業者 D が受注した工事を発注した所属の当時の職員 (東葛飾土木事務所、柏土木事務所、流山区画整理事務所、柏区画整理事務所、手賀沼下水道事務所、住宅課、葛南土木事務所、真間川改修事務所、長生土木事務所、君津土木事務所、北千葉道路建設事務所、江戸川下水道事務所) 505 人 (ア(イ)の「関係職員に対する調査」と重複する者 68 人)
実施時期	平成 30 年 1 月～平成 30 年 4 月
方 法	ヒアリング（延べ 20 日）又は書面 （回答者 493 人：回答率 97.6%）
主な 調査項目	(1) 事業者 D からの情報漏洩などの働きかけの有無 (2) 事業者 D への情報漏洩の有無 (3) 事業者 D への特別な配慮の有無（対象：東葛飾地域の当時の所属長等） ※ 職員 A が、「前任の東葛飾土木事務所長からの引継ぎで、C 氏に注意するようにとの発言があった」と証言していたことか

	ら、東葛飾地域（東葛飾土木事務所、柏土木事務所、流山区画整理事務所、柏区画整理事務所、手賀沼下水道事務所）の当時の所属長等を対象に、事業者 D に対する特別な配慮の有無を確認した。
--	--

（b）調査結果

職員 1 人から、「今回の事件と同様に、C 氏から入札に関する事項を聞かれ、断ったことがあり、その後 C 氏は私の所に来なくなった」旨の回答があった。

なお、「C 氏による東葛飾地域の事務所への営業活動については、他の業者の営業活動に比べて頻繁なものではなく、たまに見かける程度であった」旨の回答がある一方、「C 氏が来所した際は、幹部、主に所長に対して営業する割合が多かった」旨の回答が別の職員からあった。

他方、事業者 D へ情報を漏洩したとの回答はなかった。

職員 A の前任の東葛飾土木事務所長からは、C 氏が所長に対して行う営業活動について引き継ぎをしたことの確認は取れたが、「優遇や特別扱いを示唆するものではなく、営業のために来所するという事実のみを引き継いだ」旨の回答がなされた。

また、他の職員からも C 氏及び事業者 D を優遇する旨の引継ぎや実際に優遇していたとの回答はなかった。

逆に、「C 氏との 1 対 1 の対応は気を付けた方が良いというアドバイスを受け、実際に、所長及び次長等で複数での対応を心掛けていた」と回答した職員が 1 人いた。

b 水道局発注工事

（a）調査内容

趣 旨	逮捕事案以外で事業者 D が受注した工事についての同様の違法行為の有無等の確認
担当部局	水道局
対象範囲	平成 25 年度以降に事業者 D が受注した工事を発注した所属の当時の職員（船橋水道事務所、市川水道事務所） 89 人
実施時期	平成 30 年 4 月～平成 30 年 5 月
方 法	書面（回答率 100%）
主な調査項目	(1)事業者 D からの情報漏洩などの働きかけの有無 (2)事業者 D への情報漏洩の有無 (3)事業者 D への特別な配慮の有無（対象：当時の所属長等）

（b）調査結果

事業者 D へ情報を漏洩したとの回答や事業者 D からの違法・不当な働きかけ等があったという回答はなかった。

また、事業者 D を特別な配慮を要する業者であると認識しているという回答や特別な配慮をしているという回答もなかった。

c 企業土地管理局発注工事

(a) 調査内容

趣 旨	逮捕事案以外で事業者 D が受注した工事についての同様の違法行為の有無等の確認
担当部局	企業土地管理局
対象範囲	平成 25 年度以降に事業者 D が受注した工事を発注した所属の当時の職員（資産管理課） 18 人
実施時期	平成 30 年 4 月～平成 30 年 5 月
方 法	書面（回答率 100%）
主な調査項目	(1)事業者 D からの情報漏洩などの働きかけの有無 (2)事業者 D への情報漏洩の有無 (3)事業者 D への特別な配慮の有無（対象：当時の所属長等）

(b) 調査結果

事業者 D へ情報を漏洩したとの回答や事業者 D からの違法・不当な働きかけ等があったという回答はなかった。

また、事業者 D を特別な配慮を要する業者であると認識しているという回答や特別な配慮をしているという回答もなかった。

(イ) C 氏と事業者 D に対する調査

a 調査内容

趣 旨	逮捕事案以外で事業者 D が受注した工事についての同様の違法行為の有無等の確認
担当部局	県土整備部
対象範囲	C 氏、事業者 D
実施時期	平成 30 年 4 月 16 日（依頼日）
方 法	書面（職員が訪問して文書を手交）
主な調査項目	(1)事業者 D からの情報漏洩などの働きかけの有無 (2)県職員から事業者 D への情報漏洩の有無

b 調査結果

C 氏を訪問し、調査協力を直接依頼したが、協力を得られなかった。（調査票を受け取ることも拒否された。）

また、事業者 D を訪問し、代表取締役と面会して調査への協力を依頼したが、後日、書面が郵送（平成 30 年 4 月 19 日收受）され「業務上の情報を共有した者が社内におらず、代表取締役も変わり内容を把握していないため調査への協力は難しい」旨の回答があった。

(3) 総括

ア 再調査を通じて判明した事項

(ア) 逮捕された職員に関する事項

逮捕事案を含め職員 A 及び職員 B が関わった工事について、県として、改めて

本人や関係職員に対して調査するとともに、裁判の傍聴を行った結果は、以下のとおりである。

○ 職員 A は、逮捕・起訴事実である「平成 28 年度県単地域排水路整備工事（その 1）」において、C 氏に対する予定価格の近似値や職員 B を通じた調査基準価格の近似値の教示など、官製談合防止法で規定される入札等の公正を害すべき行為を行ったことを認めた。

また、職員 A は、逮捕・起訴事実に含まれていない「平成 27 年度県単地域排水路整備工事」についても、C 氏から示された金額が予定価格に近似している旨教示したことを公判や県の調査で認めた。ただし、これについて、C 氏は公判で否定している。

○ 東葛飾土木事務所の維持課長だった職員 B は、「平成 28 年度県単地域排水路整備工事（その 1）」において、職員 A からの命令で、C 氏に調査基準価格を教示した事実を認めた。

○ 両職員が関わったその他の工事については、両職員の不審な行為等は確認されなかった。

（イ）事業者 D が受注した逮捕事案以外の工事に関する事項

事業者 D が受注した逮捕事案以外の工事について違法行為等がなかったかを、工事を発注した所属の当時の職員に対して調査した結果は、以下のとおりである。

○ 1 人の職員から、「C 氏から働きかけを受けたが断った」との回答があった。

○ 職員が事業者 D に対して特別な配慮をしているという回答はなかった。

イ 事件の要因・背景等

調査を通じて、事件の発生には、以下に示すように複数の要因・背景があり、職員のコンプライアンス意識を徹底するための対策や、事業者からの違法・不当な働きかけを防ぐための対策などに課題があったことが判明した。

（ア）職員のコンプライアンス意識の欠如（不徹底）

職員 A は、地元企業の受注が望ましいという思いを持っていたからにせよ、予定価格の概算額など「ヒント」を与えることや、「相手が示した数値」に「それぐらいですね」と答えることは「グレーゾーン」であり、許容されると誤って認識していた。

また、職員 B も、C 氏の示す金額に対して、「本来隠しておくべき金額である」という思いもあったが、所長からの業務命令だと思い、合っている旨の意思表示をした」という対応をした。

これらはいずれも、官製談合防止法で示されている入札等の公正を害すべき行為や入札談合関与行為について、正しい知識を有していなかったことに起因するものである。

（イ）コンプライアンス意識を浸透させるための体制の不備

従来、所属長に対しては、新任の所属長を対象にコンプライアンスやマネジメント等を学ぶ新任所属長研修を実施しているのみであり、職員 A も平成 26 年度に所属長となったときに研修を受講したのみで、それ以降はコンプライアンス意

識の向上を目的とした講義を受講する機会がなかった。

また、「千葉県コンプライアンス基本指針」で定めるコンプライアンス推進体制上、所属職員に対するコンプライアンスの推進役として本庁副課長と出先機関次長を位置付けているものの、所属を統括する長のコンプライアンス推進体制上の位置づけや役割を明確にしていない。

それらの点に鑑みると、組織の重責を担う立場である所属長自身が、コンプライアンス推進の重要性を意識する機会が少なかった面が否めない。

(ウ) 相談機能・環境の不備

職員 B が C 氏から情報の漏洩を持ちかけられたとき、本来は職員 A に真意を確認して断るべきであったが、それができない場合でも、所内の別の職員や本庁の関係課に相談するなどにより、事件を回避できる可能性はあったと考えられる。

しかし、実際、職員 B は誰にも相談しないまま漏洩しており、その点に鑑みると、上司から不正な指示がなされた際に相談できる環境が整っていなかったと言わざるを得ない。

(エ) 日常における事業者との接触、事業者への過剰な配慮

職員 B は、C 氏から「(自分に) 調査基準価格を伝えるよう所長が言っている」と情報漏洩を持ちかけられ、職員 A の命令だと思って教示したが、それには、日常的に職員 A と C 氏が親しい関係にあると思っていたことが影響している。

その背景として、東葛飾土木事務所では、職員 A の就任以前から、業者が営業活動で執務室に入る際、特段の手続きを要せず自由に入室できるようになっており、特に C 氏については、所長室で所長自ら対応していたという経緯がある。

その結果、事業者が職員に接触しやすい環境を生み出すことに加え、特定の事業者を優遇しているとの認識を周囲の職員に植え付ける結果を招いてしまったと考えられる。

(オ) 入札制度や入札事務における不備

今回の事件に係る入札は一般競争入札(総合評価方式)であり、価格だけでなく、技術提案も含めた総合的評価により落札者を決定するものであることから、一般的には談合などの不正が起きにくいものとされている。

しかし、実際には、C 氏は、入札書を提出する前に総合評価の技術評価点が算出される手順になっていることに目をつけ、自社の技術評価点と競争相手の技術評価点の差をあらかじめ把握することで、自社が確実に落札できる金額を認知できると考え、情報漏洩を働きかけたという経緯がある。

2 逮捕された元役員が同席していた会食について

(1) 事件の内容と経過

ア 談合情報提供者からの通報

平成 28 年 9 月 28 日から 10 月 4 日にかけて県土整備部（建設・不動産課）に対し、E 氏から職員による入札情報の漏洩に関する談合情報が寄せられている中、同年 10 月 3 日及び 4 日に、E 氏から「C 氏が、同年 9 月に千葉市内の飲食店において複数の県職員に対して接待を行っていた」旨の情報が併せて寄せられた。

イ 県土整備部の初動対応

(ア) 職員に対する調査

E 氏からの情報を受け、職員に聞き取り調査を行い、その過程で同年 6 月にも C 氏と複数の県職員が同席する会食が行われていたことが判明した。

そのため、この二つの会食についての事実やコンプライアンス上の問題の有無等を確認した。

a 調査内容

趣 旨	通報された内容に係る会食の実態等の確認
担当部局	県土整備部
対象範囲	・ 東葛飾土木事務所長（職員 A）……………① ・ 東葛飾土木事務所維持課長（職員 B）…② ・ 県土整備部本庁職員 部長級職員（1 人）……………③ 次長級職員（3 人）……………④⑤⑥ 課長級職員（2 人）……………⑦⑧ ・ 県土整備部出先機関職員 課長級職員（4 人）……………⑨⑩⑪⑫ 主幹・副主幹級職員（7 人）……………⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲ 計 19 人（いずれも平成 28 年度当時の職位）
実施時期	平成 29 年 3 月
方 法	ヒアリング（延べ 4 日）
主な調査項目	(1)会食の参加の有無 (2)会食の趣旨 (3)事業者 D との関係 (4)情報漏洩等の有無

b 調査結果

開 催 日	平成 28 年 6 月 17 日（金）	平成 28 年 9 月 13 日（火）
場 所	千葉市内の飲食店	千葉市内の飲食店
参 加 者	○ 県議会議員 1 人（F 議員） ○ C 氏 ○ 県職員 13 人（①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、	○ 県議会議員 1 人（G 議員） ○ C 氏 ○ 県職員 9 人（①、②、⑨、⑩、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲）

	⑫、⑬、⑭)	
支払の状況	会費制で 5,000 円	会費制で 5,000 円～1 万円 (5,000 円という証言が多い)
そ の 他	・コンパニオンが同席したとの証言もあり。 ・県議会議員と県職員の懇親会 ※C 氏の同席について、県職員は事前に把握せず	・コンパニオンが同席したとの証言もあり。 ・県議会議員と県職員の懇親会 ※C 氏の同席について、県職員は事前に把握せず

全員が会食への参加を認め、「議員主催の懇親会だと思って参加した」と回答した。

これ以外の質問について、一部の職員からは聞き取りを行っていないが、聞き取った職員の全員が、「事前に業者の参加を把握していなかった」、「会費制ということで事前に示された金額を支払った」と回答した。また、その内の一部の職員からは、「コンパニオンの同席やお菓子類の土産があった」旨の回答があった。

なお、支払金額については、「概ね妥当と思っていた」という職員がいる一方、「足が出ていたかもしれないと思う」という職員がいた。

ウ 総務部による再調査（職員の逮捕・起訴後）

職員 A 及び職員 B が、E 氏から寄せられた入札情報の漏洩に関する情報と同じ内容の容疑で、平成 29 年 11 月から 12 月に逮捕・起訴され、以前に県が実施した調査が十分でなかった可能性が生じた。

このため、E 氏から寄せられた会食に関する情報についても、コンプライアンス上の問題点の有無を確認するため、総務部において再調査を行った。

（ア）職員に対する調査

a 調査内容

趣 旨	会食の実態や職員のコンプライアンス上の問題点の有無の確認
担当部局	総務部
対象範囲	C 氏が同席していた会食に参加した職員 ○平成 28 年 6 月の会食 職員 13 人 ・東葛飾土木事務所長（職員 A）……………① ・県土整備部本庁職員 部長級職員（1 人）……………③ 次長級職員（3 人）……………④⑤⑥ 課長級職員（2 人）……………⑦⑧ ・県土整備部出先機関職員 課長級職員（4 人）……………⑨⑩⑪⑫ 主幹級職員（2 人）……………⑬⑭ ○平成 28 年 9 月の会食 職員 9 人 ・東葛飾土木事務所長（職員 A）……………① ・東葛飾土木事務所維持課長（職員 B）…②

	・ 県土整備部出先機関職員 課長級職員（2人）……………⑨⑩ 主幹・副主幹級職員（5人）……………⑮⑯⑰⑱⑲ ※ 重複者が3人いるため職員の実人数は19人（いずれも平成28年度当時の職位）
実施時期	平成30年1月～平成30年2月 （※ 補足調査を5月まで適宜実施）
方 法	ヒアリング（延べ11日）
主な調査項目	(1)どのような趣旨・経緯で開催されたのか ・ 会の趣旨はどのようなものだったのか ・ 県職員は誰から誘われて参加することとなったのか (2)経費負担は適切だったのか ・ 料理等の内容はどのようなものだったのか ・ いくら負担したのか (3)事業者との接し方は適切だったのか ・ 事業者が出席することをあらかじめ知っていたのか ・ C氏とどのように接したか

b 調査結果

(a) 6月17日の会食

会の趣旨	○全ての者（職員13人）が「議員との県土整備行政についての意見交換（情報交換）を目的とした懇親会だった」と回答した。				
主催者	○「自身が主催した」と回答した者はおらず、全ての者が「誘われた」と回答した。				
参加の経緯	○部長級職員③は、「議員から連絡を受け、その後、次長級職員④及び次長級職員⑤に連絡した」と回答した。 ○次長級職員④及び次長級職員⑤は、「部長級職員③から連絡を受け、それぞれ旧土木部系の所属長、旧都市部系の所属長に連絡した」と回答した。 ○部長級職員③、次長級職員④、次長級職員⑤以外の10人の参加者のうち2人は誰から誘われたか記憶があいまいであったが、7人は、「次長級職員④又は次長級職員⑤から連絡を受けた」と回答し、残りの1人は、「次長級職員以上のいずれかから連絡を受けた」と回答した。				
料理・飲物	○「コース料理だった」と回答した者が11人おり、「料理を個別に注文した」と回答した者はいなかった。 ○具体的な料理の内容、金額は覚えていなかった。				
給仕する女性 （コンパニオン）	○「コンパニオン」又は「給仕する女性がいた」と回答した者は10人いた。人数の回答状況は以下のとおりだった。 <table border="1"> <tr> <th>コンパニオン</th><th>回答した職員の数</th></tr> <tr> <td>2人程度</td><td>1人</td></tr> </table>	コンパニオン	回答した職員の数	2人程度	1人
コンパニオン	回答した職員の数				
2人程度	1人				

	<table border="1"> <tr> <td>3～4 人</td><td>1 人</td></tr> <tr> <td>4～5 人</td><td>2 人</td></tr> <tr> <td>5 人以上</td><td>1 人</td></tr> <tr> <td>人数は覚えていない</td><td>5 人</td></tr> </table> ○「覚えていない」、「わからない」と回答した者は 3 人だった。	3～4 人	1 人	4～5 人	2 人	5 人以上	1 人	人数は覚えていない	5 人
3～4 人	1 人								
4～5 人	2 人								
5 人以上	1 人								
人数は覚えていない	5 人								
土産	○「土産があった」又は「あったかもしれない」と回答した者は 6 人いた。その内、土産の中身について回答した者が 3 人おり、「焼き菓子か佃煮」が 1 人、「菓子」が 2 人だった。 ○「土産はなかった」と回答した者は 3 人だった。 ○「覚えていない」、「わからない」と回答した者は 4 人だった。								
職員の負担額	○「会費が会食前に示された」と回答した者は 12 人で、1 人は、会費が示された時期について明確に覚えていなかった。会費の回答状況は以下のとおりだった。 <table border="1"> <tr> <th>会費の金額</th><th>回答した職員の数</th></tr> <tr> <td>5,000 円</td><td>11 人</td></tr> <tr> <td>5,000 円～6,000 円</td><td>1 人</td></tr> <tr> <td>5,000 円又は 7,000 円</td><td>1 人</td></tr> </table> ○職員が負担した金額について、領収書等を確認することはできなかった。	会費の金額	回答した職員の数	5,000 円	11 人	5,000 円～6,000 円	1 人	5,000 円又は 7,000 円	1 人
会費の金額	回答した職員の数								
5,000 円	11 人								
5,000 円～6,000 円	1 人								
5,000 円又は 7,000 円	1 人								
費用負担が適切だったか	○「会費だけで会食が可能だったと思う」と回答した者は 2 人だった。 ○「会費では不足が生じていると思った」と回答した者は 6 人いた。 なお、その内、「不足分は議員が負担してくれるものと考えていた」と回答した者が 4 人いたが、内 1 人は「今思えば C 氏が負担したと思う」とのことであった。 また、「不足分は議員又は C 氏が負担してくれるものと考えていた」と回答した者が 1 人だった。 ○「今考えると会費では不足が生じていたと思う。不足分は議員が負担してくれたものと考えている。」と回答した者が 1 人だった。 ○「会費制と認識していたため特に気にしなかった」と回答した者は 2 人だった。 ○「わからない」と回答した者は 2 人だった。								
C 氏が同席していたことについて	○全ての者が「C 氏が会食に同席することは事前に知らなかった」と回答した。 ○会食の席での C 氏との接触については、「話していない」と回答した者が 5 人、「あいさつ程度」、「世間話程度」が 6 人、「面識がなく、同席していたことも知らなかった」が 2 人だった。								

(b) 9月13日の会食

会の趣旨	○全ての者（職員 9 人）が「議員との県土整備行政についての意見交換（情報交換）を目的とした懇親会だった」と回答した。												
主催者	○「自身が主催した」と回答した者はおらず、全ての者が「誘われた」と回答した。												
参加の経緯	○職員 A は、「議員から連絡を受けた後、東葛飾土木事務所内の職員及び他の出先機関の所長に連絡した」と回答した。 ○東葛飾土木事務所内の職員及び他の出先機関の所長は、「職員 A から連絡を受けて参加した」と回答した。												
料理・飲物	○「コース料理だった」と回答した者が 7 人おり、「料理を個別に注文した」と回答した者はいなかった。 ○具体的な料理の内容、金額は覚えていなかった。												
給仕する女性（コンパニオン）	○「コンパニオン」又は「給仕する女性がいた」と回答した者は 8 人いた。人数の回答状況は以下のとおりだった。 <table border="1" data-bbox="604 826 1254 1111"> <thead> <tr> <th>コンパニオン</th><th>回答した職員の数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2 人</td><td>1 人</td></tr> <tr> <td>2 人</td><td>1 人</td></tr> <tr> <td>3 人</td><td>1 人</td></tr> <tr> <td>3～4 人</td><td>1 人</td></tr> <tr> <td>人数は覚えていない</td><td>4 人</td></tr> </tbody> </table> ○「覚えていない」と回答した者は 1 人だった。	コンパニオン	回答した職員の数	1～2 人	1 人	2 人	1 人	3 人	1 人	3～4 人	1 人	人数は覚えていない	4 人
コンパニオン	回答した職員の数												
1～2 人	1 人												
2 人	1 人												
3 人	1 人												
3～4 人	1 人												
人数は覚えていない	4 人												
土産	○「土産があった」と回答した者は 7 人いた。その内、土産の中身について回答した者が 2 人おり、「焼き菓子か佃煮」が 1 人、「菓子」が 1 人だった。 ○「土産はなかった」と回答した者は 1 人だった。 ○「覚えていない」と回答した者は 1 人だった。												
職員の負担額	○全ての者が「会費が会食前に示され、その額は 5,000 円だった」と回答した。 ○領収書を保管している者がおり、飲食店から 5,000 円の領収書が出されていた。												
費用負担が適切だったか	○「会費だけで会食が可能だったと思う」と回答した者は 2 人だった。 ○「会費では不足が生じていると思った」と回答した者は 2 人いた。 なお、その内、「不足分は議員又は C 氏が負担してくれるものと考えていた」と回答した者が 1 人だった。 ○「今考えると会費では不足が生じていたと思う」と回答した者は 2 人だった。 なお、その内、「不足分は議員又は C 氏が負担してくれたものと考えている」と回答した者が 1 人だった。 ○「わからない」と回答した者は 3 人だった。												

C 氏が同席していたことについて	○全ての者が「C 氏が会食に同席することは事前に知らなかった」と回答した。 ○会食の席での C 氏との接触について、「話していない」と回答した者が 5 人、「あいさつ程度」が 4 人だった。
------------------	---

(イ) C 氏と事業者 D に対する調査

a 調査内容

趣 旨	会食の実態や職員のコンプライアンス上の問題点の有無の確認
担当部局	総務部
対象範囲	C 氏、事業者 D
実施時期	平成 30 年 4 月 16 日（依頼日）
方 法	書面（職員が訪問して文書を手交）
主な調査項目	(1)どのような趣旨・経緯で開催されたのか ・会の趣旨はどのようなものだったのか ・会を主催したか ・県職員に対して参加の声かけを行ったのか (2)会食に際し負担した額 (3)県職員とどのように接したのか

b 調査結果

C 氏を訪問し、調査協力を直接依頼したが、協力を得られなかった。（調査票を受け取ることも拒否された。）

また、事業者 D を訪問し、代表取締役と面会して調査協力を依頼したが、後日、書面が郵送（平成 30 年 4 月 20 日收受）され、「業務上の情報を共有した者が社内におらず、代表取締役も変わり内容を把握していないため調査への協力は難しい」旨の回答があった。

(ウ) 飲食店に対する調査

a 調査内容

趣 旨	会食の実態や職員のコンプライアンス上の問題点の有無の確認
担当部局	総務部
対象範囲	飲食店
実施時期	平成 30 年 2 月 28 日（依頼日）
方 法	書面
主な調査項目	(1)会食の総額はいくらだったのか ・料理等の内容はどのようなものだったのか ・会食の総額はいくらだったのか

b 調査結果

平成 30 年 2 月 28 日に飲食店に調査の趣旨を電話で説明した上で調査票を送付し、その後も調査への協力をお願いするため、電話を 6 回、訪問を 3 回したが、回答が得られなかった。

(エ) 関係議員に対する調査

a 調査内容

趣 旨	会食の実態や職員のコンプライアンス上の問題点の有無の確認
担当部局	総務部
対象範囲	県議会議員（F 議員及び G 議員）
実施時期	平成 30 年 3 月 6 日（依頼日）、3 月 15 日（依頼日）
方 法	書面
主な調査項目	(1)どのような趣旨・経緯で開催されたのか ・会の趣旨はどのようなものだったのか ・会を主催したか ・県職員に対して参加の声かけを行ったのか (2)会食に際し負担した額

b 調査結果

(a) 6 月 17 日の会食

6 月 17 日の会食に参加した F 議員から、以下の内容の回答が得られた。

会の趣旨	県土整備部幹部との情報交換会という趣旨で参加した。
主催者	会的主催者ではない。
参加の経緯	C 氏から参加を呼びかけられた。
コンパニオン	コンパニオンはいた。
土産	土産は受け取っていない。
負担した額	5,000 円又は 1 万円を負担した。

(b) 9 月 13 日の会食

9 月 13 日の会食に参加した G 議員からは、「顧問弁護士にも相談したが、調査に協力できることはないのではとの見解である」旨の回答が書面で寄せられた。なお、「細かく覚えていない。途中で中座したのでその後のことはわからない。」との記述が添えられていた。

(2) 総括 ～ 再調査を通じて判明した事項や課題 ～

6 月と 9 月のいずれの会食についても、

- 参加した職員は、県議会議員との情報交換を目的として開催されたものと認識し、窓口役となった職員から順次参加の呼びかけが行われたものである。

しかし、任意の調査ということもあり、一部の関係者から協力が得られず、主催者や会食の趣旨・目的、参加の経緯などの全体像を明らかにすることができなかった。

- 職員の自己負担額は 5,000 円であったと推認されるが、飲食に加えてコンパニオンや土産の存在が推認される。

同程度の飲食店におけるコース料理の最低料金が 4,000 円程度であることや、飲物コースの一般的な料金が 2,000 円程度であることに加え、コンパニオンや土産の存在を考慮すると、実際に要した一人当たりの費用は、会費である 5,000 円を超え

ている可能性が高い。

- 他方で、一部の関係者から調査協力が得られず、実際に要した一人当たりの金額がいくらだったかや、職員が負担した額との差額分を誰が負担したか等を特定することができなかったため、事業者による接待があったかどうかを断定することができなかった。

しかしながら、参加した職員の多くが会費では不足していたと感じていたにも関わらず、詳細な確認等を行わないまま過ごしたことは、注意を欠き、適切な対応とはいえず、仮に事業者が差額を負担していれば接待にあたるものであり、事業者からの違法・不当な働きかけを招くきっかけとなりかねないものと言わざるを得ない。

- 職員は、C 氏の同席を事前には知らず、また、会食の席での職員と C 氏とのやりとりは挨拶や世間話程度だったと回答しているものの、一部の関係者から調査協力が得られず、詳細は不明である。

<6 月 17 日の会食について>

会の趣旨	職員は、議員と職員との県土整備行政についての意見交換（情報交換）を目的とした懇親会と認識していたが、一部の関係者から調査協力が得られず、明らかにできなかった。
主催・経緯	一部の関係者から調査協力が得られず、明らかにできなかった。
費用負担	料理はコース料理だったが、詳しい内容や料金は不明である。 コンパニオンの同席や土産のやりとりが推認される。 職員は会費として概ね 5,000 円を負担しているが、不足が生じている可能性が高い。
C 氏の同席	職員は、C 氏が会食に同席することを事前には知らず、会食の席での C 氏とのやりとりは挨拶や世間話程度としているが、詳細は不明である。

<9 月 13 日の会食について>

会の趣旨	職員は、議員と職員との県土整備行政についての意見交換（情報交換）を目的とした懇親会と認識していたが、一部の関係者から調査協力が得られず、明らかにできなかった。
主催・経緯	一部の関係者から調査協力が得られず、明らかにできなかった。
費用負担	料理はコース料理だったが、詳しい内容や料金は不明である。 コンパニオンの同席や土産のやりとりが推認される。 職員は会費として 5,000 円を負担しているが、不足が生じている可能性が高い。
C 氏の同席	職員は、C 氏が会食に同席することを事前には知らず、会食の席での C 氏とのやりとりは挨拶程度としているが、詳細は不明である。

- 利害関係者と飲食を共にする際は適正な自己負担が当然必要であり、結果的に利害関係者と飲食を共にすることになった場合でも、主催者に会食の総額を聞くなどして、実際に要した一人当たりの金額を確認し、負担をすべきであった。

職員がこのような確認を行わなかったのは、コンプライアンス意識の浸透が不十分であったためと言わざるを得ない。

今後、利害関係者と飲食を共にする際に不信や疑惑を招くことがないようにするため、利害関係者との飲食やその他の接触などにおいて職員が遵守すべき具体的な基準を設け、周知徹底していくことが必要である。

3 談合情報提供者に係る情報の漏洩について

(1) 事件の内容と経過

ア 談合情報提供者からの通報

平成 29 年 3 月 31 日に水道局（財務課）に対して、4 月 5 日に総務部（行政改革推進課）及び県土整備部（建設・不動産課）に対して、県土整備部及び水道局の発注工事に係る談合情報を寄せた E 氏から、「通報の際に使用した〇〇という仮名や、自分が県に談合情報を提供していることが、県から事業者 D に漏れている」旨の情報が寄せられた。

イ 県土整備部及び水道局の初動対応

(ア) 県土整備部の初動対応

4 月 5 日に通報を受けた総務部において、本件調査を談合事件の調査と併せて県土整備部が担当するということを E 氏に説明した上で、県土整備部が調査を実施した。

a 職員に対する調査

(a) 調査内容

趣 旨	談合情報提供者の情報等の漏洩の有無の確認
担当部局	県土整備部
対象範囲	公正入札調査委員会のメンバー及び事務局、建設・不動産課担当職員、平成 28 年度職員への調査実施担当職員 16 人
実施時期	平成 29 年 4 月
方 法	ヒアリング（延べ 4 日）
主な調査項目	談合に関する県庁内部の情報や談合情報提供者の情報について、業務上情報を知り得る職員以外への漏洩の有無

(b) 調査結果

当該情報に接することのできた職員に対して調査した結果、いずれの職員からも、情報を漏洩したと認められる事実は確認できなかった。

(イ) 水道局の初動対応

a 職員に対する調査

(a) 調査内容

趣 旨	談合情報提供者の情報等の漏洩の有無の確認
担当部局	水道局
対象範囲	本局及び出先機関の公正入札調査委員会のメンバー、事務局、事業担当課並びに総務企画課人事担当職員 32 人
実施時期	平成 29 年 4 月
方 法	ヒアリング（延べ 4 日）
主な調査項目	談合に関する県庁内部の情報や談合情報提供者の情報について、業務上情報を知り得る職員以外への漏洩の有無

(b) 調査結果

当該情報に接することのできた職員に対して調査した結果、いずれの職員からも、情報を漏洩したと認められる事実は確認できなかった。

ウ 総務部による再調査（職員の逮捕・起訴後）

職員 A 及び職員 B が、E 氏から寄せられた入札情報の漏洩に関する情報と同じ内容の容疑で、平成 29 年 11 月から 12 月に逮捕・起訴され、以前に県が実施した調査が十分でなかった可能性が生じた。

このため、仮名を含む談合に関する情報が関係職員以外の者へ漏洩していないかについて、総務部で再調査を実施した。

その際、県職員間の情報の伝達経路を明らかにしながら、適切な取り扱いがなされたかを確認するとともに、県から情報を得たとされる事業者に対しても調査を実施した。

(ア) 職員に対する調査

a 調査内容

趣 旨	仮名を含む談合に関する情報の漏洩の有無の確認 (談合に関する情報の伝達経路の把握と情報漏洩の有無)
担当部局	総務部
対象範囲	仮名を含む談合に関する情報に接することができた職員 ・ 総務部 14 人 ・ 県土整備部 16 人 ・ 水道局 65 人 計 95 人
実施時期	平成 30 年 1 月～平成 30 年 4 月 (※ 補足調査を 5 月まで適宜実施)
方 法	書面（総務部職員立会いの下での記載）
主な調査項目	(1) 仮名を含む談合に関する情報はどのような経路で庁内に伝達されたのか ・ 情報をどのように知ったのか ・ 誰に報告したのか (2) 仮名を含む談合に関する情報の不適切な取扱いはなかったか ・ 業務に関係しない職員等に話したことはなかったか

b 調査結果

(a) 知事部局

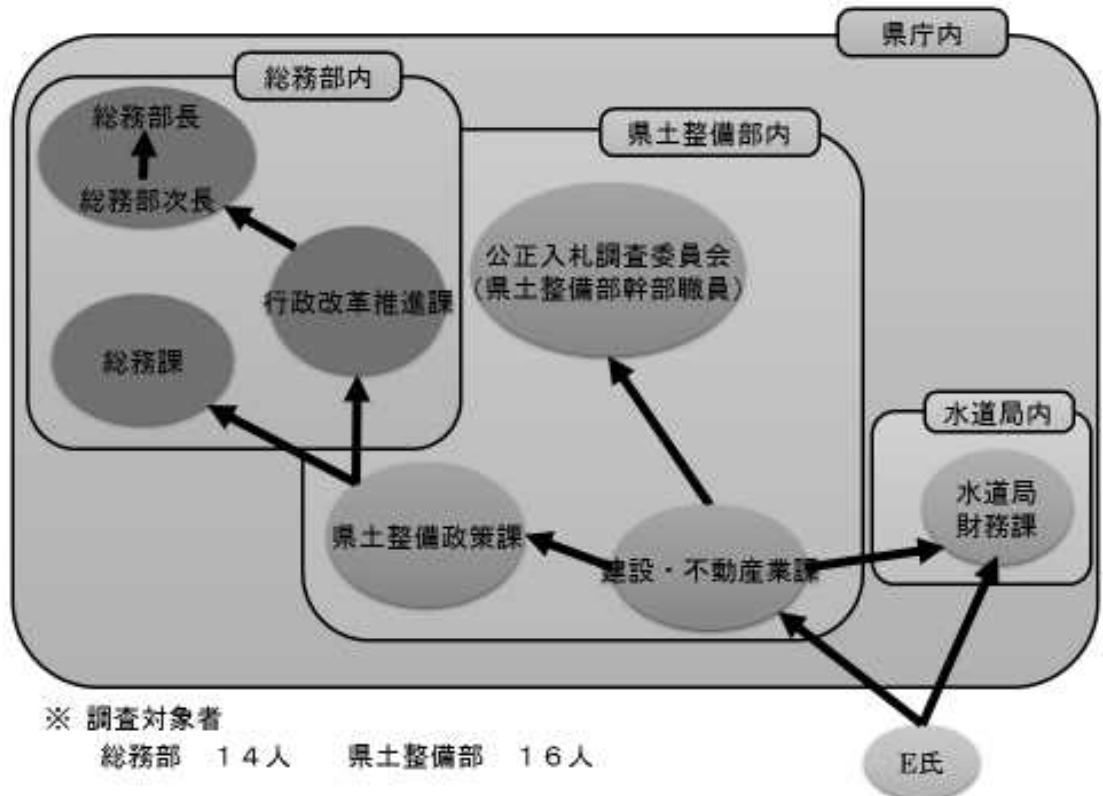
知事部局では以下のとおり仮名を含む談合に関する情報が伝達されていた。

建設・不動産課は、E 氏から通報のあった談合情報（複数あり）に、県土整備部が執行する工事に関する情報と、水道局が執行する工事に関する情報が含まれていたため、水道局管理部財務課に対して水道局が執行する工事に関する通報内容を E 氏の仮名を含めて伝達した。

県土整備部に関する通報について、建設・不動産課は、県土整備部幹部職員で構成する公正入札調査委員会に E 氏の仮名を含めて通報内容を説明する

とともに、談合に職員が関与しているとの情報が含まれていたことから、部内の人事を担当する県土整備政策課にも同じ内容を伝達した。

また、県土整備政策課は重大なコンプライアンス違反事件の発生可能性を想定し、行政改革推進課と総務課に E 氏の仮名を含めて通報内容を伝達した。行政改革推進課は総務部次長に、総務部次長は総務部長に E 氏の仮名を含めて通報内容を伝達した。



調査の結果、いずれの所属の職員（30人）からも談合に関する情報や E 氏の仮名の漏洩があったと認められる事実は確認できなかった。

一方、県土整備部が逮捕事案に関して、平成 29 年 12 月に職員 A の再調査を行った際、職員 A は E 氏から通報された談合情報の伝達ルートに含まれていないにも関わらず、東葛飾土木事務所が発注する別の工事の入札において、談合情報が寄せられたために入札が中止されたことを認知しており、建設・不動産課の職員から情報を得たとのことであった。

その点について、建設・不動産課の職員に聞き取りを行ったところ、同職員は、「職員 A から、入札中止の理由を尋ねられたが、発注者の都合で入札を中止したと答えただけである」旨の回答があった。

なお、職員 A はそもそも E 氏の仮名を把握しておらず、事業者 D に対する E 氏の仮名を含む談合に関する情報の漏洩について否定している。

（b）水道局（本局）

水道局（本局）では以下のとおり仮名を含む談合に関する情報が伝達されていた。

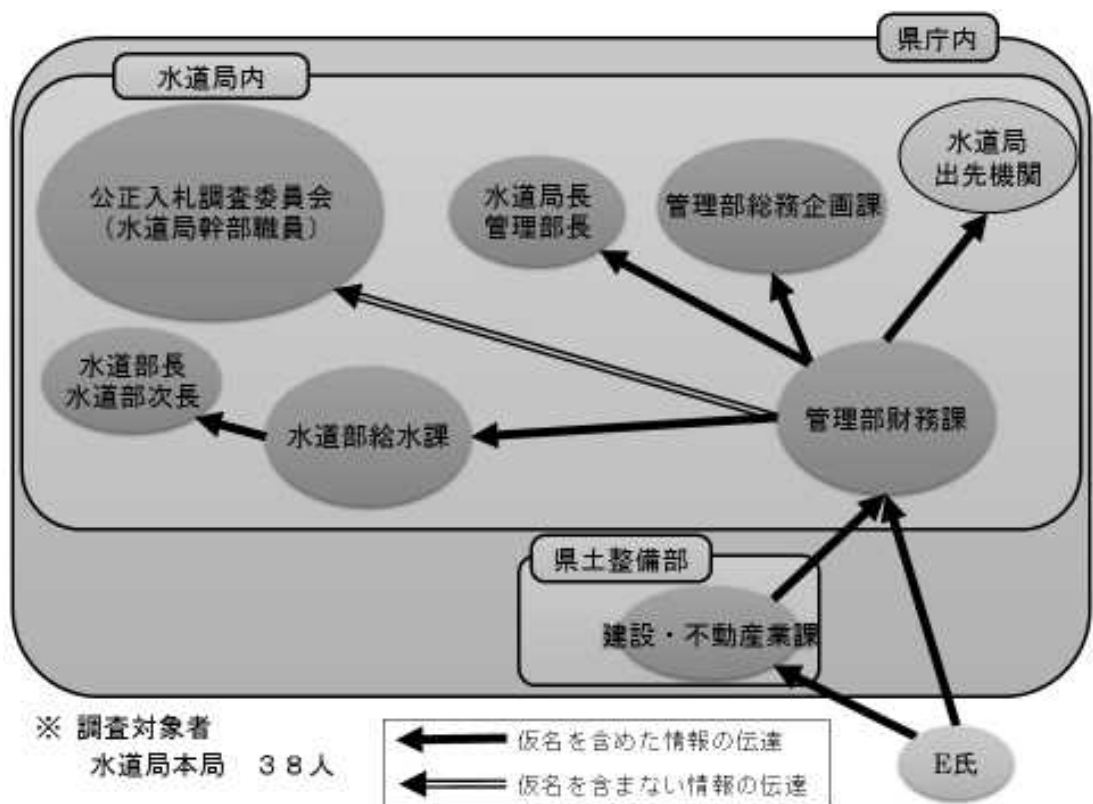
建設・不動産課から水道局管理部財務課に E 氏から通報された談合情報が伝達され、別途、E 氏からも直接、財務課に対して談合情報が寄せられていた。

財務課は、寄せられた情報に本局執行の工事に関する情報と出先機関執行の工事に関する情報が含まれていたことから、出先機関執行分については、当該出先機関に E 氏の仮名を含めて通報内容を伝達した。

また、財務課は、本局執行の工事に関する情報について、水道局幹部職員で構成する公正入札調査委員会に、E 氏の仮名を含まずに通報内容を説明するとともに、水道局長、管理部長及び事業担当課である水道部給水課に対して、E 氏の仮名を含めて通報内容を伝達した。

別途、E 氏から、抽象的ながら事業者 D と親しい関係のある職員がいるとの情報が寄せられたことから、財務課は、水道局の人事を担当する総務企画課にも E 氏の仮名を含めて通報内容を伝達した。

給水課は、水道部長、水道部次長（2 人）に E 氏の仮名を含めて通報内容を伝達した。



調査の結果、いずれの所属の職員（38 人）からも談合に関する情報や E 氏の仮名の漏洩があったと認められる事実は確認できなかった。

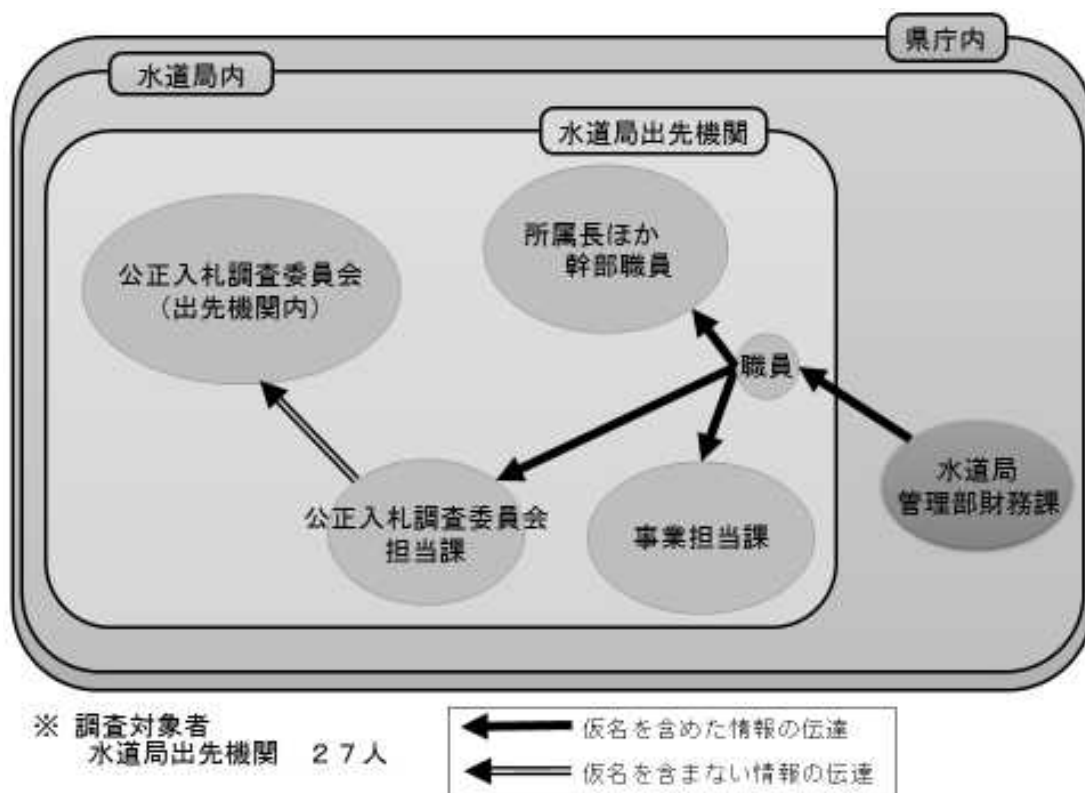
なお、調査の過程で、職員 1 人から、「県土整備部の幹部職員と県庁内で偶然会った際、談合情報に関する雑談を行ったが、仮名について話題にしたことはない」旨の回答があったため、該当する幹部職員に確認したが、「そのような話をしたかもしれないが、仮名について話題としたことはなく、外部に情報を漏洩したことはない」とのことであった。

また、同職員は、「H 市に派遣されていた県職員と県庁内で偶然会った際にも、談合情報に関する雑談を行ったが、仮名について話題にしたことはない」旨も回答したため、H 市に派遣されていた職員に確認したが、「覚えていない」とのことであった。

(c) 水道局（水道局出先機関）

談合情報を伝達された出先機関の職員は、所属長ほか幹部職員、当該出先機関における公正入札調査委員会の担当課及び事業担当課に E 氏の仮名を含めて通報内容を伝達した。

公正入札調査委員会の担当課は、管理職等で構成する公正入札調査委員会に E 氏の仮名を含まずに通報内容を説明した。



調査の結果、いずれの職員（27人）からも、談合に関する情報や E 氏の仮名の漏洩があったと認められる事実は確認できなかった。

なお、調査の過程で、職員 1 人から、「家庭内で、談合情報が寄せられたことを雑談の話題にしていた」旨の回答があったが、当該職員はそもそも E 氏の仮名を把握しておらず、事業者 D への情報漏洩を否定している。

その他、E 氏の仮名を含む談合に関する情報を把握している職員 2 人が、所属内で情報共有のためにその件の話をしている際、その内容を漏れ聞いたと回答した職員がいた。

(イ) C 氏と事業者 D に対する調査

a 調査内容

趣 旨	E 氏の情報が県から漏洩していたかの実態確認
担当部局	総務部
対象範囲	C 氏、事業者 D
実施時期	平成 30 年 4 月 16 日（依頼日）
方 法	書面（職員が訪問して文書を手交）
主な調査項目	(1) 県に寄せられた通報者情報をどのようにして認知したのか ・ 県職員から県に寄せられた通報者情報を得たことがあるか

b 調査結果

C 氏を訪問し、調査協力を直接依頼したが、協力を得られなかった。（調査票を受け取ることも拒否された。）

また、事業者 D を訪問し、代表取締役と面会して調査協力を依頼したが、後日、書面が郵送（平成 30 年 4 月 20 日収受）され、「業務上の情報を共有した者が社内におらず、代表取締役も変わり内容を把握していないため調査への協力は難しい」旨の回答があった。

（2）総括

職員から、談合に関する情報や E 氏の仮名の漏洩に関する申し出はなかったものの、C 氏及び事業者 D から調査協力が得られなかったため、情報漏洩の疑いを完全に払しょくすることまではできなかった。

また、調査の過程で、以下のような情報の取扱いがあったことが確認された。

- 入札が中止になった理由を問われたとき、談合情報があったことを示唆するような返答がなされた可能性がある。
- 談合情報を把握していた職員が、別の部局の職員と庁内で偶然会ったとき、談合情報を話題に雑談していた。
- 家庭内で、談合情報が寄せられていることを雑談の話題にしていた。
- 所属内で談合情報の共有をしている最中に、別の職員に内容の一部が漏れ聞こえていた。

これらは、直接的に事業者 D への情報漏洩に結びつくものではないにせよ、情報管理に対する認識が甘いものと認めざるを得ず、今後、研修等を通じて、情報管理やコンプライアンス意識の一層の徹底を図っていく必要がある。

4 公共工事に係る日常業務における外部とのやり取り等に関する調査

弁護士等で構成する千葉県コンプライアンス委員会議の意見を聞きながら再発防止策の検討を進めていたところ、同会議において、県土整備部だけでなく、公共工事を発注している他部局の職員も含め、日常業務における外部とのやり取りの状況などを確認すべきとの意見が出された。

これを受け、今後の再発防止策の検討に活かすことを目的として、入札情報を入手しようとする外部の者からの働きかけや、特定の業者との飲食※の有無などを把握するための調査を実施した。

※ 「特定の業者との飲食」とは、単独もしくは複数の業者の役職員（当該業者に再就職している県OBを含む）と飲食を共にすることを言い、利害関係を有しない者との飲食に特定の業者が同席していた場合も含む。ただし、次の場合は除く。

- ・業界団体（〇〇協会等）の式典等として行われる多数の者が出席する立食形式のパーティーや、総会等の後に行われる団体役員一同との会食。
- ・飲食を共にした業者の役職員が、私的な関係を有する者である場合。（私的な関係を有する者とは、学生時代の友人や、地域の自治会やサークル等の仲間のこと等を言い、県庁の業務での先輩等といった関係は含まない。）

（１）外部からの違法・不当な働きかけに関する調査

ア 調査内容

趣 旨	外部からの違法・不当な働きかけについての確認
担当部局	総務部
対象範囲	農林水産部、県土整備部、水道局、企業土地管理局、病院局及び教育庁の、「建設工事」又は「建設工事に係る測量・コンサルタント業務」の設計・積算及び予算執行等を行う所属の職員のうち、ライン職のポストにある者（本庁の例：課長、副課長、室長、班長） 510 人
実施時期	平成 30 年 4 月～平成 30 年 5 月
方 法	書面（無記名）（回答者 407 人：回答率 79.8%）
主な調査項目	外部の者から法令に違反する行為や、職務の公正な遂行を妨げる行為などを求める働きかけを受けたことがあるか（3 年程度の期間）

イ 調査結果

調査の結果、33 人の職員から 50 件の働きかけについての回答が寄せられた。

<働きかけの内容>

（入札に関する直接的なもの）

- A 入札秘匿情報（予定価格・最低制限価格・指名業者・工事の発注時期等）の教示を求めるもの
- B 工事成績評定点や特定業者への指名等、入札において便宜を求めるもの

（間接的なもの）

- C 自宅に物品が届いたもの
- D 入札参加資格の改善を求めるもの
- E 見積依頼書の依頼先の情報を求めるもの

（ 特殊な積算等が必要な入札では、設計価格算出の参考とするため、複数の業者から参考見積を依頼する場合がある。この手順は、一般的に、事前準備としての情報収集に当たり、回答はそのことを示していると考えられる。）

No	内容	相手方					対応				
		利害関係者	利害関係者・OB	利害関係者・その他	OB	議員(秘書等を含む)	上司に報告し自分で断った	上司に報告し上司が断った	上司に報告せず断った	上司に報告せずに断った・その他	その他
1	A				○				○		
2	A	○							○		
3	A	○						○			
4	A	○							○		
5	A			○					○		
6	A	○					○*1				
7	A	○							○		
8	A	○							○		
9	A	○							○		
10	A		○				○				
11	A	○						○			
12	A	○							○		
13	A	○							○		
14	A	○								○*2	
15	A				○				○		
16	A	○					○				
17	A	○							○		
18	A	○							○		
	A	○							○		
19	A					○	○				
	A					○	○				
20	A	○							○		
	A	○							○		
21	A	○							○		
	A	○							○		
22	A	○							○		
	A		○					○			
23	A	○					○				
	A	○					○				
	A				○		○				
24	A	○							○		
	A	○							○		
	A	○							○		
25	A		○						○		
	A					○	○				
	B					○	○				

- ・「相手方」欄の「利害関係者・OB」、「利害関係者・その他」は、それぞれ調査票の回答に「利害関係者」と「OB」、「利害関係者」と「その他」の両方にチェックが入っていたもの。
- ・「対応」欄の「上司に報告せずに断った・その他」は、調査票の回答に「上司に報告せずに断った」と「その他」の両方にチェックが入っていたもの。

No	内容	相 手 方					対 応				
		利害関係者	利害関係者・OB	利害関係者・その他	OB	議員(秘書等を含む)	上司に報告し自分で断った	上司に報告し上司が断った	上司に報告せず断った	上司に報告せずに断った・その他	その他
26	A		○						○		
	B	○							○		
27	A	○							○		
	C	○									○*3
28	A	○						○			
	C	○									○*3
29	A				○					○*4	
	D					○					○*5
30	A	○							○		
	E				○						○*6
31	B					○		○*7			
32	B	○							○		
33	B	○									○*8
	B		○								○*8
計	A 40	33	5	1	5	6	10	5	27	2	6
	B 6						15	29			
	C 2										
	D 1										
E 1	計 50					計 50					
(計 50)											

※「対応」欄の「上司に報告し自分で断った」に、便宜上分類したものが1件ある。(No6)

*1 「所長の立場で断った。」と回答

※「対応」欄の「上司に報告し上司が断った」に、便宜上分類したものが1件ある。(No31)

*7 「上司に働きかけがあり、組織で情報を共有した上で上司が断った。」と回答

※「対応」欄の「その他」の詳細は以下のとおり。(No27、28、29、30、33)

*3 「返品した。」

*5 「本課と調整した上で改善可能なものは改善した。」

*6 「教えてしまった。」

*8 「要望扱いとした。」

と回答

※「対応」欄の「上司に報告せずに断った・その他」は調査票の回答に2つの内容が記載されていたものであり、詳細は以下のとおり。(No14、29)

*2 「上司に報告せずに断った。」「公表している範囲で回答した。」

*4 「上司に報告せずに断った。」「大まかなヒントを答えた。」

と回答

※ 同じ回答者が、外部からの働きかけを複数受けたとして回答している場合、それぞれを別行にして表記している。

(2) 特定の業者との飲食に関する調査

ア 調査内容

趣 旨	特定の業者との飲食の状況についての確認
担当部局	総務部
対象範囲	農林水産部、県土整備部、水道局、企業土地管理局、病院局及び教育庁の、「建設工事」又は「建設工事に係る測量・コンサルタント業務」の設計・積算及び予算執行等を行う所属の職員のうち、ライン職のポストにある者 510 人
実施時期	平成 30 年 4 月～平成 30 年 5 月
方 法	書面（無記名）（回答者 407 人：回答率 79.8%）
主な調査項目	(1)特定の業者と飲食をしたことがあるか（3 年程度の期間） (2)飲食の目的、参加の経緯、実費確認はどうだったか。

イ 調査結果

調査の結果、32 人の職員から 42 件の飲食についての回答が寄せられた。

飲食の趣旨・相手方	実費確認の方法			
	負担額が適切だったか 主催者に聞き取る等で 確認した	負担額が適切だと思っ たので確認 しなかった	負担額が過 少だと思っ たが確認で きなかった	その他
OB を含む懇親会 (28 件)				
利害関係者に該当する OB を含む懇親会 (18 件) (例：退職者の送別会、 過去に同じ所属に いた職員同士の懇 親会、同じ出身大 学の懇親会、同じ 地域の懇親会)	11	5		2*
再就職した OB からの 声かけで開催された懇 親会 (9 件)	5	2	2	
OB ボランティアの会 主催の懇親会 (1 件)	1			

飲食の趣旨・相手方	実費確認の方法			
	負担額が適切だったか主催者に聞き取る等で確認した	負担額が適切だと思ったので確認しなかった	負担額が過少だと思ったが確認できなかった	その他
意見交換会（5件）				
県議会議員等との意見交換を目的とした会食に、特定の業者が同席していたもの（5件）		2	3	
特定の業者との会食（3件）				
特定の1業者（公共事業に係る業者）との会食と判断されるもの（2件）	1		1	
出身地域の懇親会に業者も同席していたもの（1件）		1		
建設業者等以外との意見交換会（6件）				
計画立案などのために行った視察等の後の意見交換会（4件）	4			
NPO法人が主催する講演会の後の講師との懇親会（1件）		1		
公社との懇親会（1件）		1		
合 計	22	12	6	2
	42			

* 「幹事だったため適切な負担をした」が1件、「未記入」が1件であった。

<支払方法について>

「事前に示された会費を払った」	23件
「精算時に人数割りをした」	11件
「相手が過大な金額を負担（全額負担等）した」	1件
「その他」	5件
「事前に示された会費を払った」と「その他」にチェックが入っていたもの	1件
「事前に示された会費を払った」と「精算時に人数割りをした」と「その他」にチェックが入っていたもの	1件

(3) 総括

ア 外部からの違法・不当な働きかけについて

50 件の働きかけについての回答が 33 人から寄せられた。

働きかけがあったのは、「利害関係者」が 33 件で最も多く、「利害関係者・OB」が 5 件、「利害関係者・その他」が 1 件、「OB」が 5 件、「議員」が 6 件であった。

入札に係る直接的な働きかけが 46 件あり、その内、予定価格等の入札秘匿情報の教示を求めるものが 40 件、工事成績評定点や特定業者への指名等入札において便宜を求めるものが 6 件あった。

それらへの対応については、「上司に報告し自分で断った（「所長の立場で断った」を含む）」が 10 件、「上司に報告し上司が断った（「上司に働きかけがあり、組織で情報を共有した上で上司が断った」を含む）」が 5 件で、計 15 件については組織的な対応をしていた。一方、29 件については「上司に報告せずに断った」と回答し、個人で対応していた。

また、入札に係る直接的な働きかけではないものの、「自宅に物品が届いた」という回答が 2 件あったが、いずれも返品したとのことであった。

他に、違法とまで断定できないものの、適切さを欠く対応があった可能性がある回答が 2 件寄せられた。

外部からの違法・不当な働きかけに対しては、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の徹底と併せて、組織的な対応ができるような対策を検討する必要がある。

イ 特定の業者との飲食について

42 件の飲食についての回答が 32 人から寄せられた。

飲食の趣旨・相手方としては、「OB を含む懇親会」が 28 件と最も多く、「県議会議員等との意見交換を目的とした会食に、特定の業者が同席していたもの」が 5 件、「特定の業者との会食」が 3 件であった。

一方、実費確認については、「負担額が適切だったか主催者に聞き取る等で確認した」が 22 件、「適切だと思ったので確認しなかった」が 12 件、「過少だと思ったが確認できなかった」が 6 件、「その他（「幹事だったため適切な負担をした」を含む）」が 2 件であった。

職員と事業者等との関係性は様々であり、利害関係者との会食は、職務の遂行上、必要な情報交換等を目的として行われるものもあることから、一律に禁止されるものではないが、当然のことながら適正な自己負担をすることが必要である。仮に利害関係者が差額を負担していたとなれば接待にあたり、違法・不当な働きかけを招くきっかけにもなりうるものであったと考えざるを得ない。

第2 今後の再発防止に向けて

今回の事件発生を契機に、県で様々な観点から調査を実施し、事件の要因や背景などの分析に取り組んだ。

その結果、要因の第一は、逮捕された職員自身に公務員として求められるコンプライアンス意識が欠如していたことにあるが、その背景に、コンプライアンス意識を職員に十分浸透させられなかったという点で、県の取組の不十分さがあることも判明した。

また、入札や契約の制度や事務処理、さらにはOB等を含む外部の者との接触などについても改善すべき点があることが明らかとなった。

これらの状況を踏まえ、今後はこのような不祥事が二度と起こらないように、幅広い観点からの対策を講じる必要がある。

具体的な内容は以下に掲げるとおりであり、スケジュールに沿って迅速かつ着実に実行に移していくこととする。

- (1) 職員倫理に関する基準や懲戒処分に関する基準の制定 新規
- (2) 職員に対するコンプライアンス研修の充実 改善・拡充・新規
- (3) 各所属におけるコンプライアンスの推進
 - ア 庁内の推進体制の見直し 改善・拡充
 - イ 所属に対する特別監察・行政監察の充実 改善・拡充
- (4) 内部通報制度の更なる周知、運用の改善 改善・拡充・新規
- (5) 公正公平な入札契約制度の確保
 - ア 入札の手続きや決裁の改善 改善・拡充・新規
 - イ 職員が関与する談合情報に係る対応の改善 改善・拡充・新規
 - ウ 入札契約業務適正化相談員の指定 新規
 - エ 入札契約事務体制のあり方
- (6) 外部の者との適切な関係の確保
 - ア 利害関係者に対する応接ルールの見直し 新規
 - イ 県退職者による働きかけへの対応の見直し 新規

1 具体的な改善策

(1) 職員倫理に関する基準や懲戒処分に関する基準の制定

ア これまでの取組と課題

平成21年度に「千葉県コンプライアンス基本指針」を制定し、コンプライアンスに関して県職員が意識すべき具体的行動を「7つの行動規範」として示している。

その内の「④ 県民の疑惑を招く行為の禁止」で、利害関係者等との関係について、「県職員は、自らの行動が公務全体の信用に大きな影響を与えることを常に意識し、県民の信頼を損なうことのないよう行動しなければならない。」と規定している。

また、「アクションポイント」として、「職務上利害関係のある者と接するにあたっては、会食、贈答品の授受、遊技等いやしくも職の信用を失墜し、県民の不信、疑惑を招くような行為は厳に慎むこと。利害関係者以外の者との間であっても、県民の不信、疑惑を招くような接待や利益の供与を受けないこと。」と規定している。

しかしながら、内容が抽象的であり、国家公務員倫理法や同倫理規程を参考に運用としているものの、職員にとってわかりにくい状況にある。

なお、職員と事業者等との関係性は様々で、職員が職務の遂行上必要な情報交換等を行う際に利害関係者と飲食を共にすることもある。適正な自己負担をしている場合、直ちに不適切と判断されるものではないが、その場合でも、県民の不信や疑惑を招かないよう注意を払う必要がある。

今回の事件で問題となった会食では、職員が支払った額が過少であった可能性があり、また、参加した職員の多くが、過少だったと感じていたにも関わらず、自己の飲食に係る費用等、詳細を確認しないまま過ごしており、それらの点で県民の不信や疑惑を招くこととなったといわざるをえない。

イ 今後の取組

「千葉県コンプライアンス基本指針」で、県民の不信や疑惑を招くような行為を禁止しているものの、具体的な内容や基準を定めていないことから、職員が遵守すべき事項等をより明確にするとともに、広く県民に再発防止の決意を示すため、職員倫理に関する条例や規則を制定する。

また、条例や規則に実効性を持たせるため、条例や規則に違反した場合の処分基準を別途制定する。

(2) 職員に対するコンプライアンス研修の充実

ア これまでの取組と課題

全職員（県立学校及び警察本部を除く）がコンプライアンスに関する知識を習得できるよう、各所属のコンプライアンス推進グループ員（本庁副課長・出先機関次長等）に対して、年に1回研修（7月頃、1回6時間）を実施し、さらに、研修を受講したグループ員が、各所属でその内容を伝達するための職場研修を実施している。

【職場研修の実施状況】

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
グループ員研修	266 人	268 人	269 人
職場研修	(451 所属) 8,620 人	(449 所属) 8,886 人	(450 所属) 8,455 人

しかしながら、従来の研修は、不適正経理問題の再発防止を主目的に、経理事務の適正化に関する内容を中心としており、職員倫理に関する具体的な内容を盛り込んでいなかった。

また、職務別研修において、それぞれの職位に求められるコンプライアンスについての知識の習得や意識の向上を図っているものの、所属長については、新任の際に一度受講するのみで、継続的な研修の機会を設けていなかった。

イ 今後の取組

コンプライアンス推進グループ員研修については、新たに、職員倫理に関する具体的内容を研修に組み入れ、グループ員が所属職員に対して研修を行う際に重要となるポイントをわかりやすく伝えられるよう、工夫・改善を行う。

また、所属長の日常の行動やコンプライアンスに対する意識が部下職員に多大

な影響を与えていることに鑑みると、所属長へのコンプライアンス等に関する研修を、新任の際に限定せず継続的に実施する必要がある。

さらに、職務別研修等においても、職員倫理に関する内容を追加するとともに、それぞれの職位の役割や責任に応じて求められるコンプライアンスの意識付けが徹底されるよう、研修内容の工夫・改善を行う。

研修の種類		主な変更点
職務別研修	○新任所属長研修 ○新任管理職研修 ○班長級研修 ○主査級キャリアアップ研修	○職員倫理に関する内容を追加 ○役割や責任に応じて求められるコンプライアンスの徹底が図られるよう内容を改善
若手育成研修	○新採職員研修	○職員倫理に関する内容を追加
特別研修	○新採職員基礎研修 (中途採用向け)	○職員倫理に関する内容を追加 ○県職員としてコンプライアンスの徹底が図られるよう内容を改善
	○コンプライアンス推進グループ員研修	○職員倫理に関する内容を追加 ○職場研修の効果的実施に向けて内容を改善
	○所属長コンプライアンス研修	○新設
その他の研修		○配付パソコン等を活用した研修の実施を検討

(3) 各所属におけるコンプライアンスの推進

ア 庁内の推進体制の見直し

(ア) これまでの取組と課題

全庁を挙げてコンプライアンスの推進に取り組むため、「千葉県コンプライアンス基本指針」において以下のような体制を整備し、様々な取組を行っている。

a 「コンプライアンス推進本部」

知事を本部長、副知事や各部局長を構成員とし、コンプライアンス推進計画の策定や取組結果の検証などを行う。

b 「コンプライアンス推進チーム」

各部局等の次長等を構成員とし、コンプライアンス推進計画に基づく各種取組の進行管理や研修テキストの作成等を行う。

c 「部局等内推進グループ」

各部局等の次長（コンプライアンス推進チーム員）をグループ長、本庁副課長及び出先機関の次長を構成員とし、所属単位での研修や業務リスク点検などの具体的取組を円滑に進める。

一方、所属長については、各所属を統括する長としての立場から、コンプライアンス推進グループ員（本庁副課長及び出先機関の次長等）を指揮・監督する

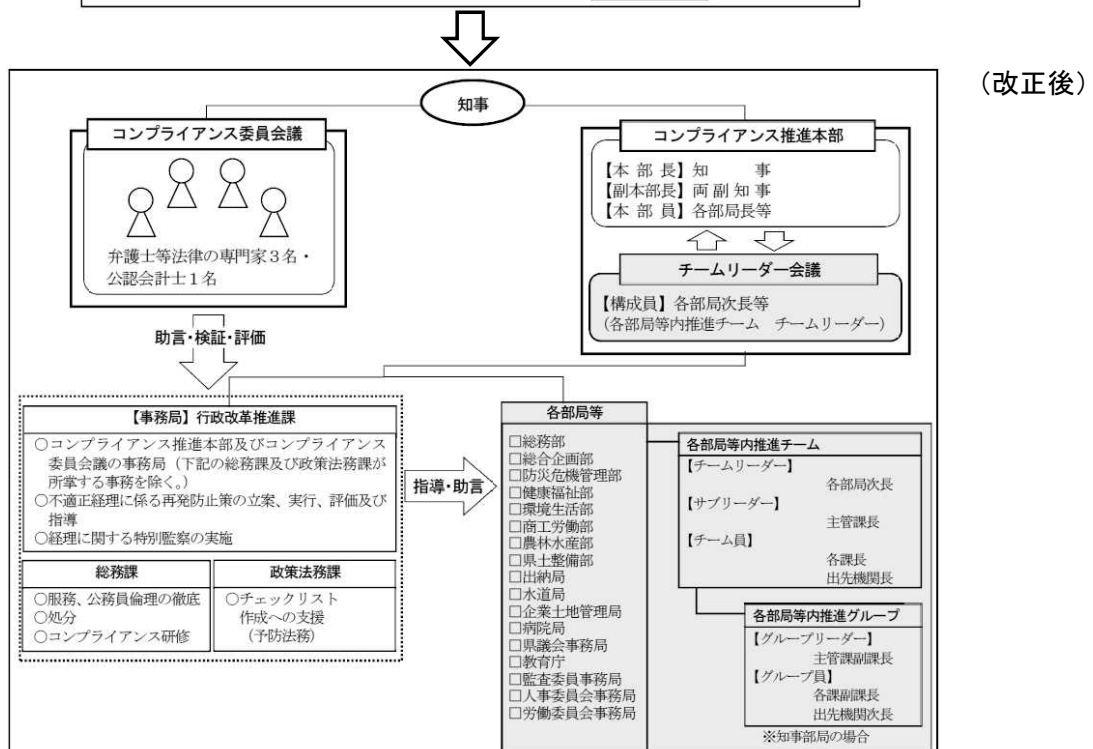
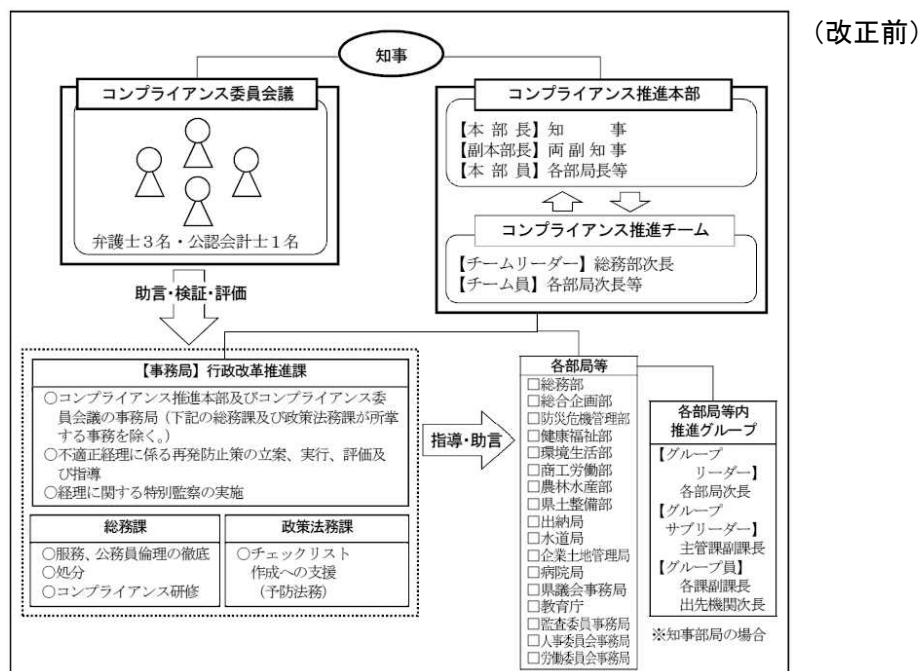
ものの、「千葉県コンプライアンス基本指針」で定めた推進体制には位置づけられておらず、役割も明確になっていない。

(イ) 今後の取組

所属長を含め、管理監督責任を負う職員が各所属のコンプライアンス推進に主体的に関わることを明確にするため、従来の「各部局等内推進グループ」を「各部局等内推進チーム」に改組し、次長をチームリーダー、各課長及び出先機関の長をチーム員とする。

それに合わせて、「部局等内推進チーム」の下に「部局等内推進グループ」を置き、主管課副課長をグループリーダー、各課副課長及び出先機関の次長を構成員として、実務的な役割を担わせる。

【推進組織の全体像】



イ 所属に対する特別監察・行政監察の充実

(ア) これまでの取組と課題

平成 20 年に発覚した不適正経理問題の再発防止を図るため、平成 22 年度から、本庁及び出先機関を対象に、全支出科目（中心は需用費、備品購入費、委託料など）の適正な執行及び預金通帳、現金、切手、有価証券等の管理状況等を調査する特別監察を実施している。

さらに、平成 28 年度から、けん制効果を強めるため、預金通帳、現金、切手、有価証券等の管理状況等を抜き打ちで重点的に調査する監察（金庫調査）を追加したところである。

一方、平成 26 年度から、経理以外の業務について、職務の執行体制（班長等による O J T・事務進捗管理・ダブルチェックなどの事務マネジメントの状況、文書紛失や情報漏洩への組織的な対策の状況等）や、業務リスク点検の取組状況などを調査する「行政監察」を実施している。

今後は、これらの特別監察や行政監察も活用しながら、今回の事件を踏まえた所属における再発防止の取組状況等を点検していく必要がある。

	H29	H28	H27
特別監察	84 所属	73 所属	59 所属
経理及び通帳等に関する特別監察（H22～）	50 所属	43 所属	59 所属
通帳等に関する監察（金庫調査）（H28～）	34 所属	30 所属	—
行政監察（H26～）	22 所属	23 所属	24 所属

(イ) 今後の取組

毎年度の特別監察や行政監察の実施対象所属を拡大するとともに、所属におけるコンプライアンスに関する取組状況等についても監察の項目に追加する。

(4) 内部通報制度の更なる周知、運用の改善（官製談合への対応含む）

ア これまでの取組と課題

県庁内部の不正な行為等の是正や未然防止を図るため、平成 18 年度に内部通報制度を導入している。

具体的には、総務部等に通報相談窓口を設け、通報があった場合には調査を行った後、弁護士等の有識者で構成する「千葉県コンプライアンス委員会」の意見を聞いて、所要の措置を講じている。

さらに、匿名での通報を受け付けたり、弁護士等が対応する外部の通報相談窓口を設置するなどの工夫を行うとともに、県と契約を結ぶ事業者からの通報も受け付けている。

	H25	H26	H27	H28	H29	計
通報件数	4	5	9	8	7	33
受理件数	3	3	3	1	2	12
(違反認定し改善)	(2)	(2)	(2)	(0)	(-)	(6)

制度の周知について、職員に対してはコンプライアンス推進グループ員研修で

概要を説明し、グループ員から各所属の職員に職場研修を通じて周知するよう要請しているほか、HP への掲載等を行っている。

また、物品を納入する業者等に対しても、昨年度からリーフレットの配布を通じて周知を行っている。

ただし、職員の関与が疑われる談合情報なども通報の対象になるといった観点からの周知を積極的に行っていたわけではなく、実際に通報があった場合の担当部局との役割分担や連携方法などについて明確にしていなかった。

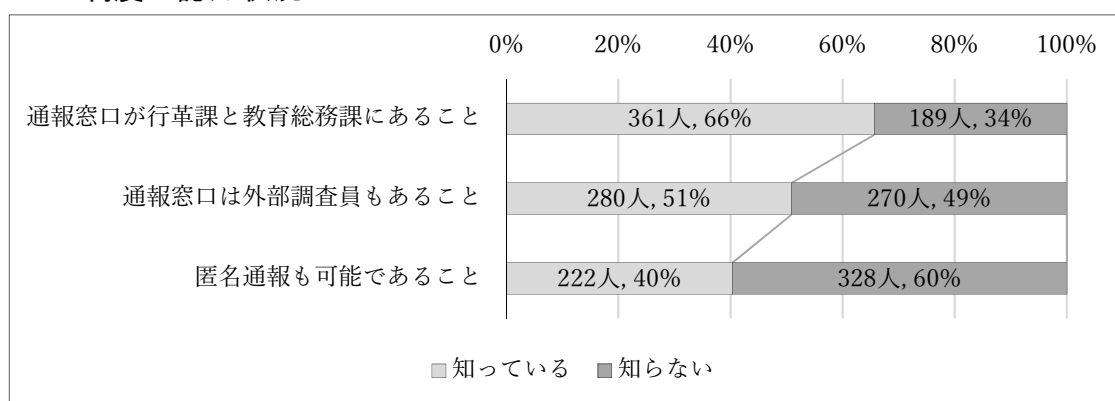
今回の事件は、所属長が部下職員に対して入札における秘匿情報を業者に教示するよう間接的に指示し、部下職員は悩みつつも従ってしまったものである。

仮に内部通報制度が活用されていれば、漏洩の防止につながった可能性もあるが、実際には活用されず、制度が職員に十分に認知されていなかったとも考えられる。

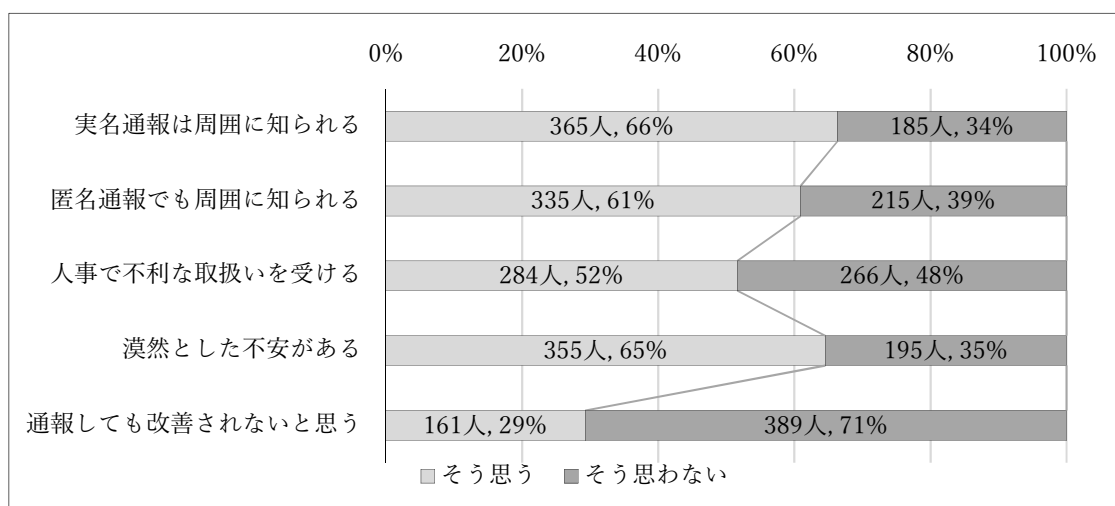
このことは、本年 4～5 月に実施した内部通報制度の認知状況等に関する職員アンケートの結果にも表れており、今後、職員への周知の強化とともに職員が安心して通報できる体制や環境の整備に一層努める必要がある。

<職員アンケート結果（概要）>（回答者数 550 人）

1 制度の認知状況



2 内部通報に対するイメージ



イ 今後の取組

(ア) 職員や所属への一層の周知

従来コンプライアンス推進グループ員研修に加えて、職務別研修などの機会も活用して、内部通報制度の意義や通報者保護の重要性などについて一層の周知を図る。

また、コンプライアンス推進グループ員研修の内容を見直し、匿名での通報受付、外部の通報相談窓口の設置、職員の関与が疑われる談合情報の受付などについて、より積極的に周知していく。

(イ) 建設業者等への周知

物品を納入する業者等に限定せず、新たに建設業者等に対してもリーフレットの配布を行うとともに、業界団体が主催する会議等を活用し、制度を積極的に周知する。

(ウ) 職員の関与が疑われる談合情報が寄せられた場合の対応

通報相談窓口に、職員の関与が疑われる談合情報が寄せられた場合は、談合情報対応マニュアルに従い調査・審議等を行う公正入札調査委員会を所掌する県土整備部等の公共工事発注担当部局に通知するとともに、総務部職員が公正入札調査委員会の審議や職員調査などに積極的に関与するよう、内部通報対応マニュアルを改正する。

(5) 公正公平な入札契約制度の確保

ア 入札の手続きの改善

(ア) これまでの取組と課題

入札・契約事務を担当する職員を対象に、契約に関する法令や官製談合防止に関する内容等についての研修を実施し、事務処理の正確な理解とコンプライアンスの徹底を推進するとともに、建設工事等指名業者選定審査会委員についても、審査会の適正な運営を確保するための研修を実施し、コンプライアンス意識の徹底を推進している。

【入札契約事務担当者研修会】

	H29 (5月9日)	H28 (4月27日)	H27 (4月22日)
参加者	363人	約350人	約340人

また、適正な入札事務を徹底するため、入札情報に係る守秘義務の保持や建設工事等指名業者選定審査会の適正な運営による業者選定に係る透明性と公平性の徹底を図るとともに、入札・契約過程及び契約内容について入札監視委員会による審議の充実に努めてきた。

また、指名競争入札においては、官製談合につながる予定価格を探る動きを防ぐため、予定価格の事前公表を行ってきた。

今回の事件は、職員による官製談合防止法違反であり、談合情報対応マニュアルがそのまま当てはまらない事件であったため、マニュアルが適用できるように、定義や記述の見直しなど改正を要する課題があることがわかった。

また、今回の事件は、一般競争入札（総合評価方式）において起きたものであるが、この方法は入札価格だけでなく技術的提案も含めた総合的な評価により落札者を決定するため、一般的に談合が起りにくいとされていることから、新たな対策を講じる必要が生じた。

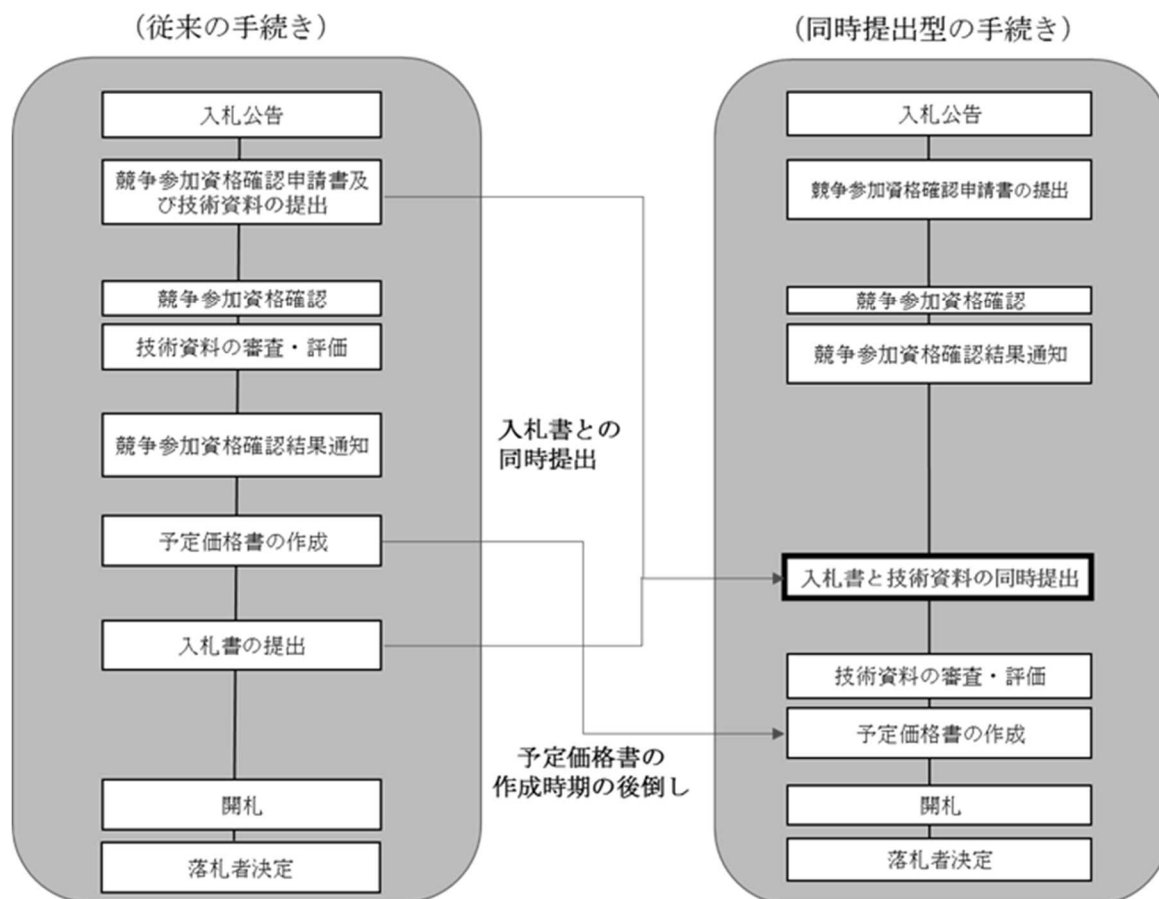
（イ）今後の取組

a 談合その他の不正行為の排除の徹底

談合情報対応マニュアル・電子入札約款について、談合情報の定義の明確化をはじめとする所要の改正を行い、談合情報に対する手続きのより一層の明確化、対応の厳格化を図った。

b 不正が発生しにくい入札手続きの導入

総合評価方式における入札前の技術評価点の情報漏洩を防止するため、技術評価点の算出に用いる「技術資料」と価格の「入札書」を同時に提出する「一般競争入札（総合評価方式）同時提出型」について、試行導入を経て、県土整備部発注の全ての総合評価方式による工事で実施することとした。



c 入札関係書類の更なる電子化

入札参加者同士や入札参加者と発注者との不必要な接触の機会を減らすため、電子入札システムにより入札を実施する全ての県発注工事において、入札参加者から提出される申請書等については、原則、電子入札システムによる提出とし、発注機関に直接持参することを禁止することとした。

イ 職員が関与する談合情報に係る対応の改善

(ア) これまでの取組と課題

官製談合防止法が平成 15 年から施行され、平成 24 年度に職員が官製談合防止法違反事件で逮捕されていたが、事件の端緒が談合情報によるものではなかったことから、これまでの談合情報対応マニュアルは、事業者間における談合を念頭に置いたものとなっており、職員が関与する談合情報が寄せられた場合の対応手順や調査方法などを決めていなかった。

(イ) 今後の取組

職員の関与が疑われる談合情報が寄せられた場合の公正入札調査委員会の審議や調査に第三者的視点を導入するため、総務部の職員を参加させるとともに、出先機関で発注した工事等であっても全て本庁での審議とするよう、談合情報対応マニュアルを改正する。

また、調査の客観性・中立性を担保するため、調査に当たりコンプライアンス委員会から適宜意見を求め、また調査の結果を報告するよう談合情報対応マニュアルを改正する。

ウ 入札契約業務適正化相談員の指定

(ア) これまでの取組と課題

入札や契約に係る制度や手続きに関しては、建設・不動産課や管財課の職員が、一般的な解説から専門的な取扱いに至るまでの様々な相談（他部局からのものも含む。）に対応している。（事務手続きを誤った場合の補正方法や外部からの働きかけへの対応などに関しても同様である。）

しかしながら、現場（出先機関）の職員が法令違反につながる可能性があるような事案に直面した際、誰に、どこまで相談してよいか、悩む場合もある。

一方、内部通報の窓口である総務部行政改革推進課は、入札や契約の専門部署ではないため、迅速性の観点から一定の限界があり、職員アンケートでも、気軽に内部通報をしづらい印象を持っている職員が多いという結果が出ている。

公共工事に携わる職員を対象とした「外部からの違法・不当な働きかけに関する調査」では、回答者の約 1 割から入札秘匿情報の教示を求める働きかけや特定の業者を指名するよう求める働きかけがあったとの回答があり、これらに対して、組織的に対応するような相談体制を整える必要がある。

(イ) 今後の取組

本庁関係課の一定以上の職にある者を「入札契約業務適正化相談員」に指定し、所属の職員が対応に悩む事案（法令違反につながる可能性がある事案などを中心とし、単なる制度や手続きに関する質問は除く。）についての相談を受け、迅速・的確に助言・指導することで、不祥事の未然防止を図る体制を整備する。

a 公共工事の入札契約業務

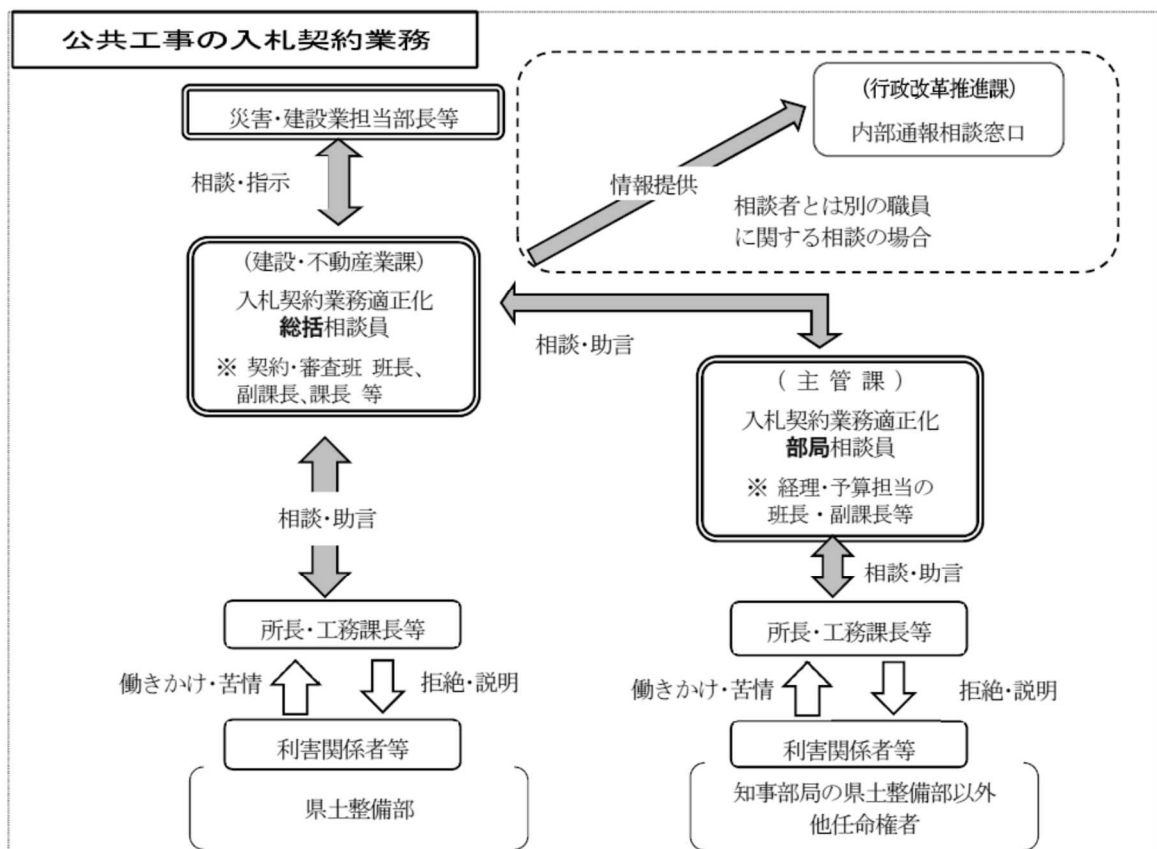
- ① 県土整備部建設・不動産課の担当班の班長以上の職位の者を「入札契約業務適正化 総括相談員」とし、その他の部局（他の任命権者を含む）の主管課の経理・予算担当の班長以上の職位の者を「入札契約業務適正化 部局相談員」

として指定する。

- ② 「入札契約業務適正化 総括相談員」は、県土整備部の職員や、他部局等の「入札契約業務適正化 部局相談員」からの相談を受け、助言・指導を行う。なお、助言・指導に当たっては、複数の総括相談員で協議するとともに、必要に応じて担当部長等の指示を仰ぐ。
- ③ 「入札契約業務適正化 部局相談員」は、所管する所属職員からの相談を受けた場合、法令違反につながるおそれがないと判断できるものを除き、「入札契約業務適正化 総括相談員」に相談し、助言・指導を受ける。

ｂ 業務委託や物品調達の入札契約業務

公共工事と同様に、「入札契約業務適正化 総括相談員」、「入札契約業務適正化 部局相談員」を指定する。ただし、「入札契約業務適正化 総括相談員」については、県土整備部建設・不動産課ではなく、総務部管財課の担当班の班長以上の職位の者とする。なお、助言・指導に当たっては、複数の総括相談員で協議するとともに、必要に応じて総務部長、次長等の指示を仰ぐものとする。



エ 入札契約事務体制のあり方

(ア) これまでの取組と課題

入札契約の事務については、事業や契約の内容が多岐にわたっていることから、一定金額以上の建設工事や物品調達に係るものを除き、それぞれの事業を担当する部署が、専門性を発揮しながら、設計、積算、入札、契約の一連の事務を行う方が効率的であるなどの理由で、各部局等で担当している。

その上で、様々な事務改善を進めてきており、今後も、各部局等がそれぞれ

の専門性に適した制度の見直しを不断に行い、公正公平な入札契約制度の確保に努める必要がある。

(イ) 今後の取組

全国的には事業担当部局と異なる部局で入札事務を行っている自治体もあることから、その状況や課題・効果等を調査し、体制のあり方について研究を進めていく。

(6) 外部の者との適切な関係の確保

ア 利害関係者に対する応接ルールの見直し

(ア) これまでの取組

事業者やOBによるあいさつ等を目的とした執務室への出入りが比較的自由に行える状況にあったため、執務室内のパソコンや資料等が事業者の目に触れたり、事業者と県職員が1対1で会議室等の閉鎖空間で接触する機会が生じたりする可能性もあった。

そのため、事件の発覚後の平成29年12月から、県土整備部において、あいさつのための執務室への入室禁止の徹底や、職員以外の者が執務室に入室する際の受付簿への用件や氏名等の記載など、ルール化や、レイアウトの見直し等による物理的・視覚的な動線制限などを試行している。

(イ) 今後の取組

県土整備部での試行状況を部内のプロジェクトチームで検証したところ、試行直後は来庁者から不満の声が寄せられたものの、部全体でルール化を図っていることを丁寧に説明することで理解を得られていた。また、事務所によって対応に一部ばらつきがあるが、職員からも、業務に支障はなく、セキュリティの意識やレベルが向上し、事務効率も高まったと好意的に受け止められている。なお、所長室が独立している所属や、事務室が狭隘なため執務スペースと区分された打合せスペースを十分に確保できない所属などでは、当面の対応として、来庁者を受付窓口へ誘導する看板の設置やカウンター越しの打合せなどを行っていることから、取組を定着させるための対応について、継続して検討していく。

県庁全体では、職員の利害関係者はいわゆる公共事業に関係する事業者だけでなく、物品や委託事業の契約の相手方や、許認可の相手方、補助金の交付先、検査等の対象者など幅広く存在する。そこで、公共事業に限らず、利害関係者と県職員との適切な関係を確保していくため、県土整備部で試行している応接ルールの全庁への拡大に向けて取り組む。

イ 県退職者による働きかけへの対応の見直し

(ア) これまでの取組と課題

地方公務員法第38条の2では、地方自治体を離職したOBが、離職後2年間、離職前5年間の職務に関する要求や依頼をすることを禁止しており、要求等を受けた職員は、その内容等を人事委員会に届け出ることが義務付けられている。

本県ではこれに加え、OBの再就職先が県の公共事業に関係がある場合、再就

職にあたり「県の公共事業に係わる営業活動に 2 年間従事しない」旨の誓約書を提出させている。

しかしながら、今回実施した「公共工事に係る日常業務における外部とのやり取り等に関する調査」では、OBからの不適正な働きかけがあったこと、また、OBからの働きかけがあった際に、職員が断りにくい現状があることが判明しており、再就職したOBと適切な関係を確保するよう、対策を強化する必要がある。

(イ) 今後の取組

OBからの不適正な働きかけを防止するとともに、職員が毅然と対応し、適正な職務遂行を確保できるよう、OBによる入札契約等に関する働きかけを記録・検証する仕組みの導入を図る。

また、職員の再就職規制の適正なあり方について、さらに検討を進める。

2 スケジュール

取組項目		担当部局	スケジュール（予定）
(1)職員倫理に関する基準や懲戒処分に関する基準の制定		総務部	・ 条例案提出（12月定例県議会） ・ 施行（31年4月） （倫理審査会のみ議決後施行）
(2)職員に対するコンプライアンス研修の充実		総務部	・ グループ員研修（30年7月） ・ 所属長研修 ・ 職務別研修 }（30年度後半～） ・ 新規研修（31年度～）
(3)各所属におけるコンプライアンスの推進	ア 庁内の推進体制の見直し	総務部	・ 基本指針の改正（30年8月）
	イ 所属に対する特別監察・行政監察の充実	総務部	・ 監察項目の拡大（30年8月）
(4)内部通報制度の更なる周知、運用の改善（官製談合への対応を含む）		総務部	・ 周知方法の改善（30年度～） ・ 内部通報対応マニュアルの改正（30年8月）
(5)公正公平な入札契約制度の確保	ア 入札の手続きや決裁の改善	県土整備部	・ 入札手続きの改善 県土整備部本庁発注工事（30年7月～） 県土整備部出先機関発注工事（30年12月～） ・ 入札関係書類の更なる電子化（30年6月）
	イ 職員が関与する談合情報への対応の改善	県土整備部	・ 談合情報対応マニュアルの改正（30年8月）
	ウ 入札契約業務適正化相談員の指定	総務部 県土整備部	・ 相談員の指定（30年9月）
	エ 入札契約事務体制のあり方	総務部	・ 検討継続
(6)外部の者との適切な関係の確保	ア 利害関係者に対する応接ルールの見直し	県土整備部 総務部	・ 他部局への拡大の取組（30年9月～）
	イ 県退職者による働きかけへの対応の見直し	総務部	・ 記録制度の導入（31年4月）

千葉県コンプライアンス委員会議での検討の経過

1 経 過

開 催 日	議 題 等
平成 30 年 2 月 9 日	平成 29 年度 第 2 回千葉県コンプライアンス委員会議 ○東葛飾土木事務所における官製談合防止法違反事件への対応について
平成 30 年 3 月 22 日	平成 29 年度 第 3 回千葉県コンプライアンス委員会議 ○東葛飾土木事務所における官製談合防止法違反事件への対応について
平成 30 年 8 月 21 日	平成 30 年度 第 2 回千葉県コンプライアンス委員会議 ○東葛飾土木事務所における官製談合防止法違反事件への対応について ①官製談合防止法違反事件に係る調査結果（素案）について ②今後の再発防止に向けた取組（素案）について ③千葉県職員倫理条例（仮称）等の制定（素案）について

2 委員名簿

	氏 名	役 職 等
会 長	さなだ のりゆき 眞田 範行	弁護士 元 千葉大学大学院専門法務研究科客員教授 元 千葉県経理問題特別調査外部審査委員会会長
委 員	ながよし せいゆう 永吉 盛雄	弁護士 元 富山地方・家庭裁判所長 元 千葉県行政改革審議会委員
委 員	やすだ ひろのぶ 安田 博延	弁護士 元 最高検察庁検事 元 山口地方検察庁検事正
委 員	きりがや けいぞう 桐ヶ谷 敬三	千葉家庭裁判所家事調停委員 元 水戸家庭裁判所長 元 東京高等裁判所判事
委 員	わかまつ ひろゆき 若松 弘之	公認会計士・税理士 千葉県行政改革審議会委員 元 千葉県経理問題特別調査外部審査委員会委員

※ 永吉委員：平成 30 年 3 月 31 日退任

桐ヶ谷委員：平成 30 年 6 月 19 日就任

庁内コンプライアンス推進組織での検討の経過

1 千葉県コンプライアンス推進本部

開催日	議題等
平成30年8月23日	平成30年度 第1回千葉県コンプライアンス推進本部会議 ○東葛飾土木事務所における官製談合防止法違反事件への対応について ①官製談合防止法違反事件に係る調査結果（案）について ②今後の再発防止に向けた取組（案）について ③千葉県職員倫理条例（仮称）等の制定（案）について

2 県土整備部業務適正執行推進本部

開催日	議題等
平成29年12月15日 （設置：12月13日）	第1回業務適正執行推進本部会議 ①推進本部の役割について ②検討事項に対する対策（案）について ③今後の進め方について
平成30年1月31日	第2回業務適正執行推進本部会議 ①これまでの検討状況と報告事項について ②新たなプロジェクトチームの設置について
平成30年3月22日	第3回業務適正執行推進本部会議 ①プロジェクトチームによる検討状況について
平成30年8月21日	第4回業務適正執行推進本部会議 ①プロジェクトチームによる検討結果の報告について

3 プロジェクトチーム（県土整備部業務適正執行推進本部）

プロジェクトチーム	開催日	議題等
事案調査 PT	平成29年12月27日	○調査項目等の協議
	平成30年1月5日	○調査対象範囲等の協議
	平成30年3月28日	○調査の経過の確認
	平成30年4月13日	○事業者 D、C 氏への調査の協議
	平成30年8月20日	○報告に向けた協議
執務環境整備 PT	平成30年2月2日	○調査手法、対象所属の決定
	平成30年2月～3月	○現地調査（10 所属）
	平成30年3月22日	○業務適正執行推進本部へ中間報告
	平成30年4月～6月	○現地調査（20 所属）
	平成30年8月20日	○報告に向けた協議
入札制度改善 PT	平成30年2月1日	○改善項目等の協議
	平成30年2月16日	○制度改善内容の協議
	平成30年3月9日	○制度改善内容の最終確認
	平成30年3月22日	○制度改善について記者発表
	平成30年3月28日	○継続して検討する項目等の協議
	平成30年8月20日	○報告に向けた協議

内部通報制度に係るアンケート調査結果

1 調査概要

- (1) 調査期間 平成30年4月18日から平成30年5月8日まで
- (2) 調査対象 庁内ホームページの「アンケート」の利用が可能な職員
- (3) 調査方法 庁内ホームページの「アンケート」機能による

2 調査結果

(1) 回答者

550人

①職位別

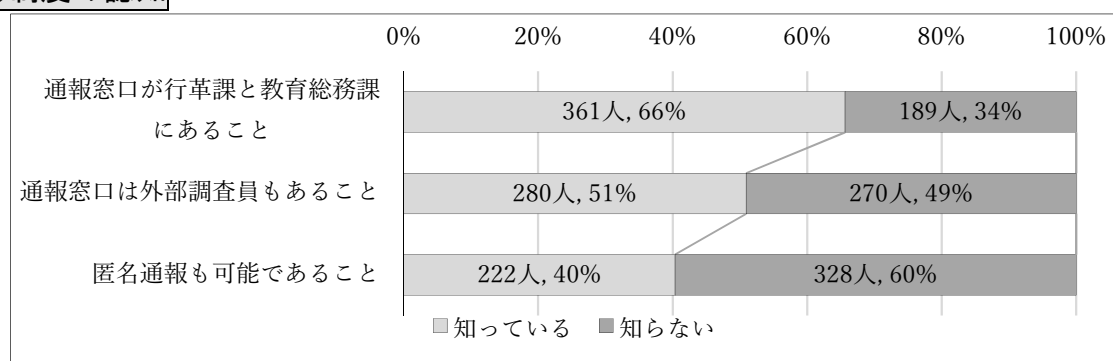
職	人数	割合
主幹級以上	109	20%
班長・副主幹級	112	20%
主査・副主査級	122	22%
主事・技師・技能労務職員	170	31%
無回答	37	7%

②所属別

職	人数	割合	職	人数	割合
総務部	86	16%	出納局	1	0.2%
総合企画部	16	3%	水道局	40	7%
防災危機管理部	2	0.4%	企業土地管理局	12	2%
健康福祉部	73	13%	病院局	21	4%
環境生活部	21	4%	教育委員会	46	8%
商工労働部	12	2%	その他の委員会等	9	2%
農林水産部	75	14%	無回答	56	10%
県土整備部	80	15%			

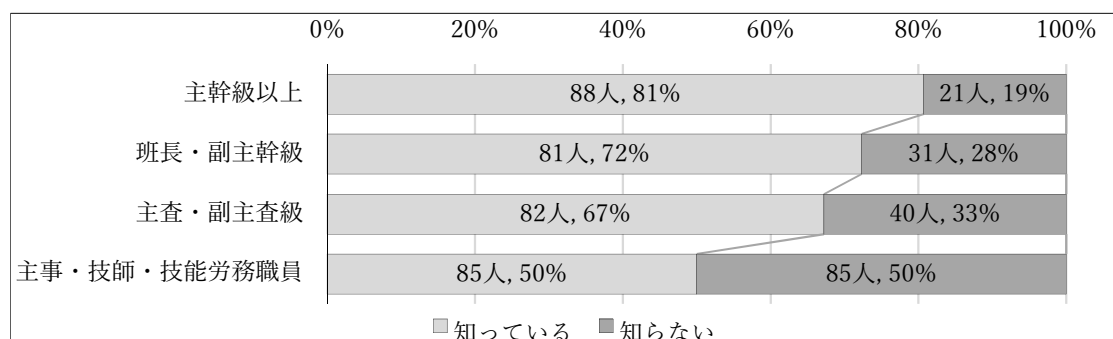
(2) 回答内容

① 制度の認知

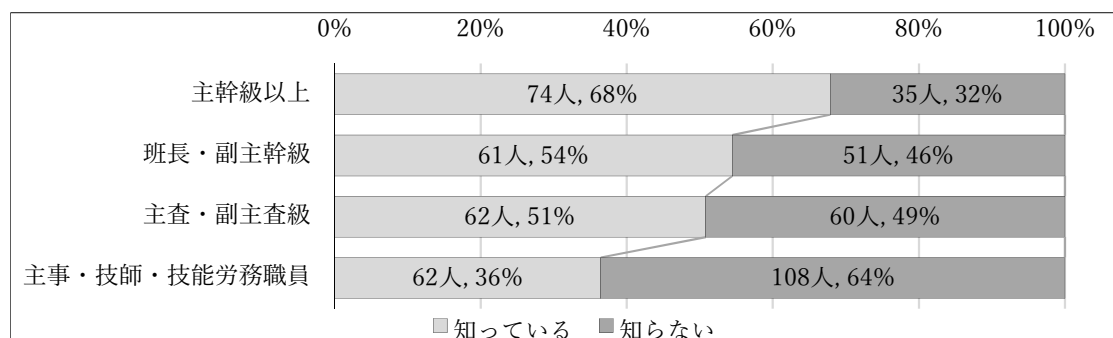


《職位別の回答状況》

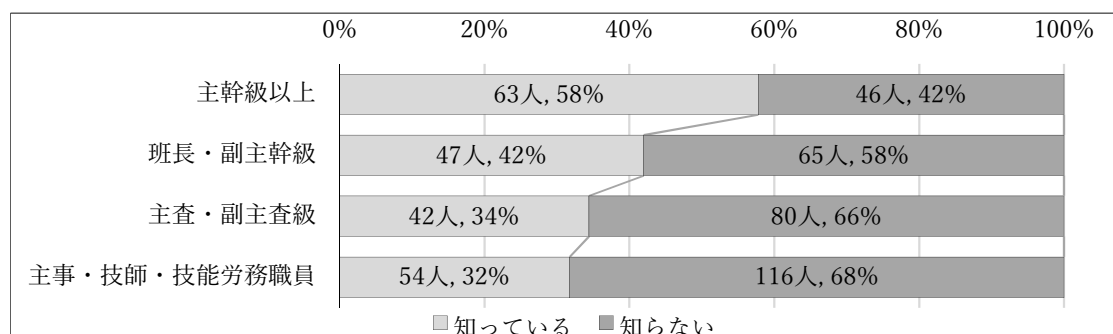
ア 職員からの県組織内の不正行為に係る通報を受け付ける窓口が、行政改革推進課・教育総務課にあることを知っていますか。



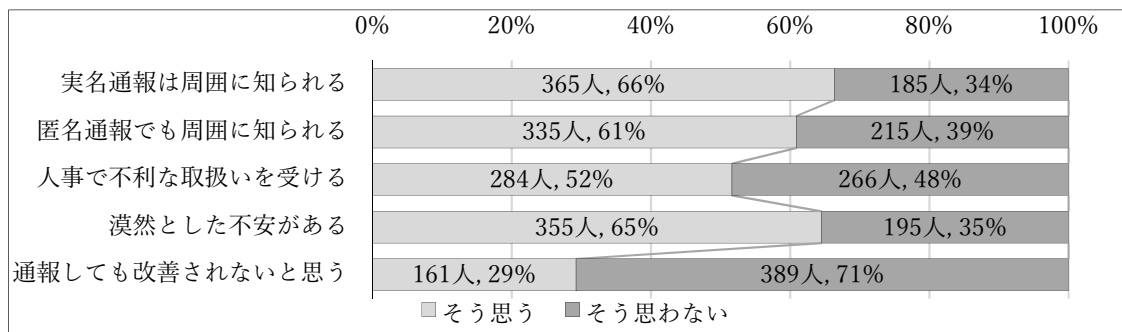
イ 行政改革推進課・教育総務課以外にも、弁護士等の外部調査員が通報を受け付ける窓口があることを知っていますか。



ウ 通報者は実名を名のることが原則ですが、事実を説明できる具体的な資料や情報があれば、匿名でも通報できることを知っていますか。

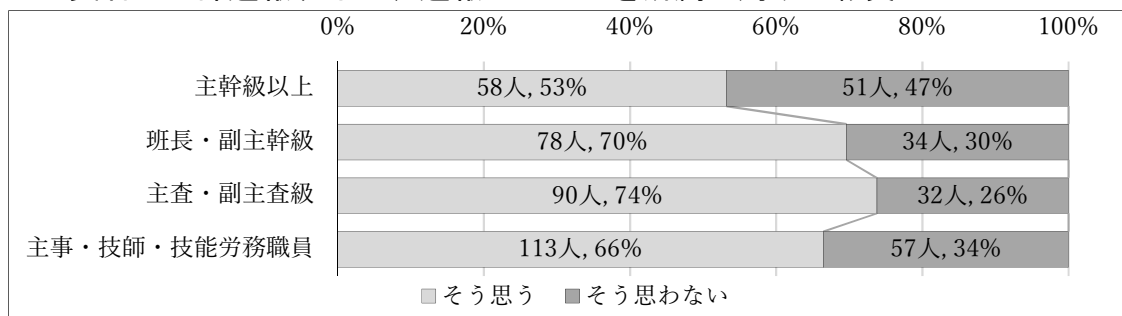


②内部通報に対するイメージ

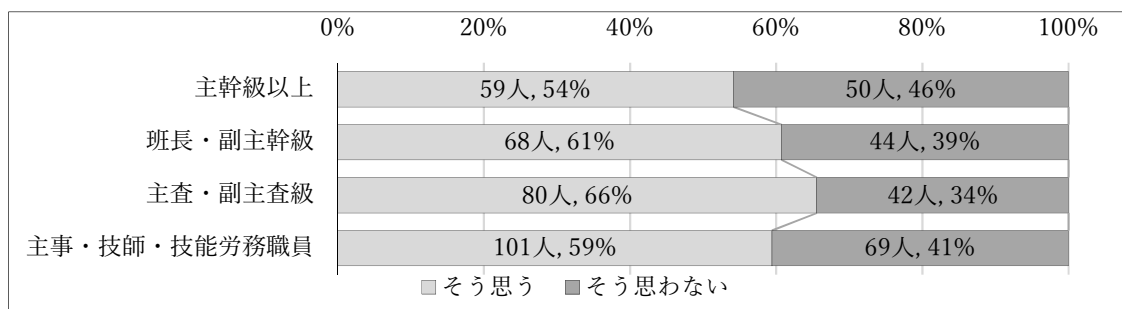


《職位別の回答状況》

ア 実名で内部通報すると、通報したことを所属や周りの職員に知られてしまう。



イ 匿名の内部通報でも、行政改革推進課等が通報者を特定してしまう。または、通報したことを所属や周りの職員に知られてしまう。



〈通報（匿名含む）したことが周囲に知られてしまうと思う理由（主なもの）〉

○調査自体に対する不信

- ・業務が細分化されているため、調査が行われることで、通報情報が類推でき、通報者が狭い範囲で特定されてしまう。

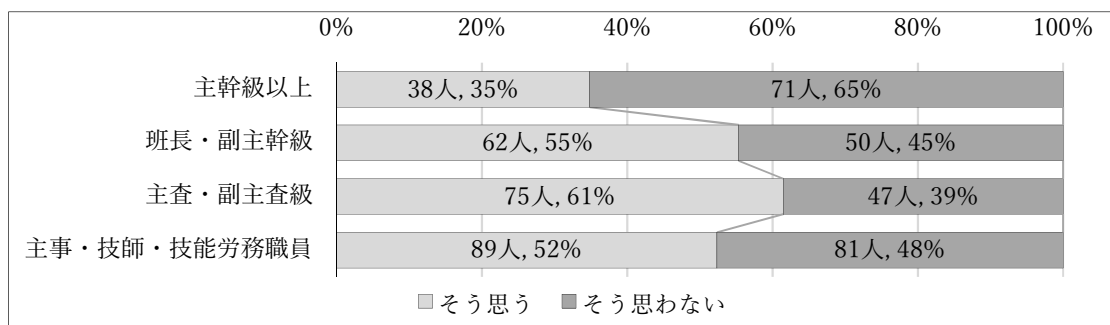
○通報窓口（行政改革推進課）に対する不信

- ・通報窓口の担当職員が情報を漏洩した場合の罰則が明示されていないことや、通報者情報を扱う者として適性を有しているか不明である。
- ・通報した情報がどのように扱われ管理されているのかや、通報者を守る仕組みがわからない。

○県庁組織に対する不信

- ・部外者も利用するエレベータの中で内部のことを話している職員を見かけたりする。
- ・「××が内部通報したから調査が入ったらしい」との噂が流れるのを聞いたりする。

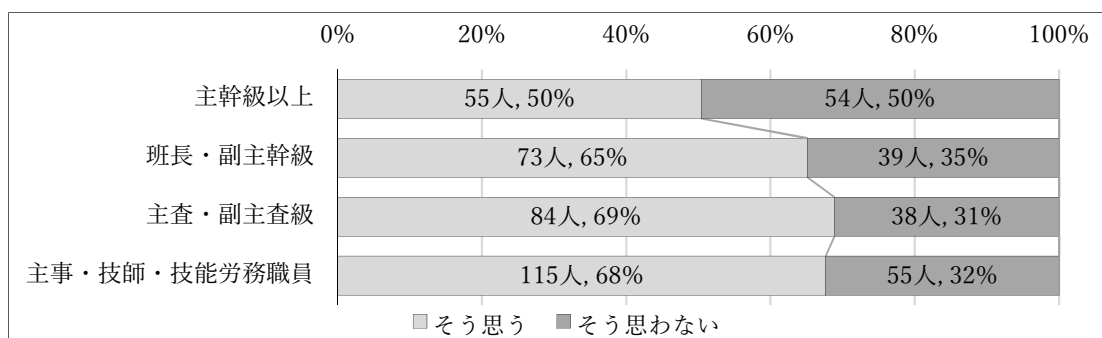
ウ 内部通報をすると、人事上で不利な取扱いを受けてしまう。



＜人事上で不利な取扱いを受けるという不安を持つ理由（主なもの）＞

- ・内部通報する者を、「組織の厄介者」、「業務を乱す密告者」、「面倒な奴」、「組織の空気を読めない奴」等と捉える風土がある。
- ・人事評価や人事異動の基準が示されておらず曖昧であることから、評価に反映しているのではないかと疑念を拭えない。
- ・通報窓口（行政改革推進課）の独立性に制度上の保証がない。

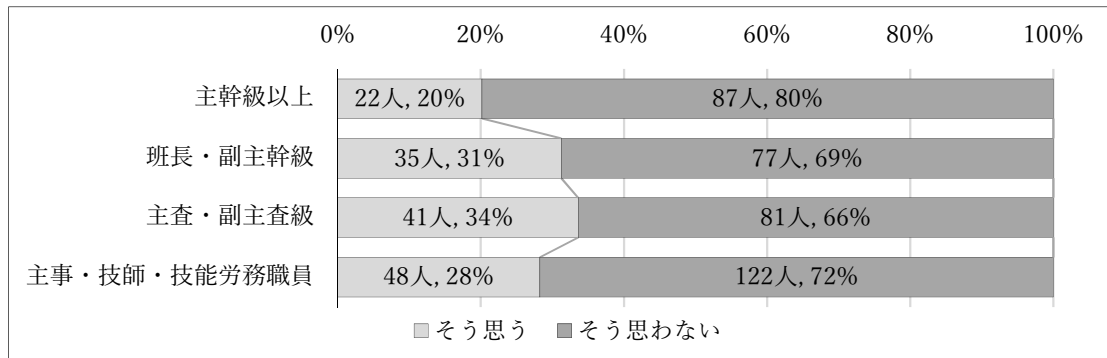
エ 内部通報をするのは漠然とした不安がある。



＜内部通報をすることに対する漠然とした不安の内容（主なもの）＞

- ・通報したことが周囲に知られることによる組織内での孤立化や人間関係の破綻、人事評価への影響
- ・自分一人だけでは、間違ったことが行われているかどうかの判断は難しい。
- ・通報に関する対応を（通報者がいる）所属で行うことにより、かえって業務量が増して、自分で自分の首を絞めることになる。
- ・通報したことによるメリットが感じられず、効果が期待できない。
- ・通報窓口（行政改革推進課）が通報者情報を扱う者として適性を有しているか不明である。

オ 内部通報しても改善されないと思う。



＜内部通報しても改善されないと思う理由（主なもの）＞

○制度運用に対する不信

- ・具体的な改善例を示されたことがない。
- ・改善方策を講ずることが具体的に担保されていない。
- ・通報のほとんどが不受理である。

○通報窓口への不信

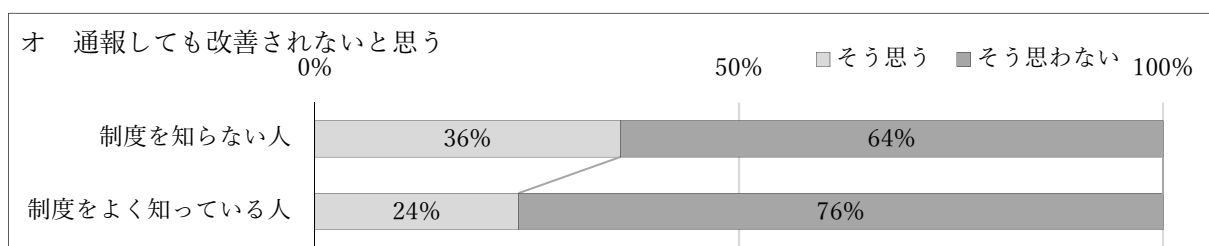
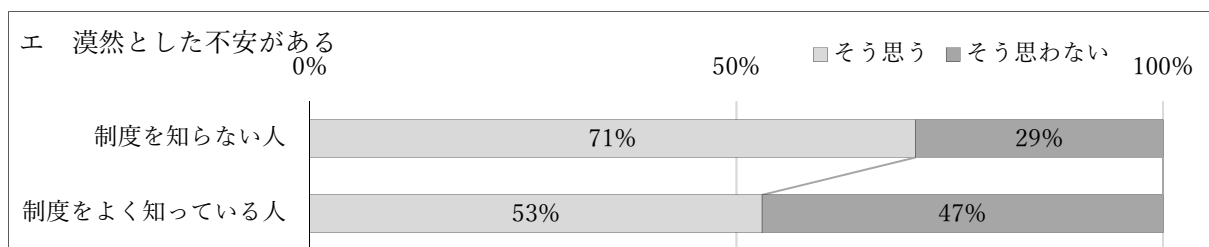
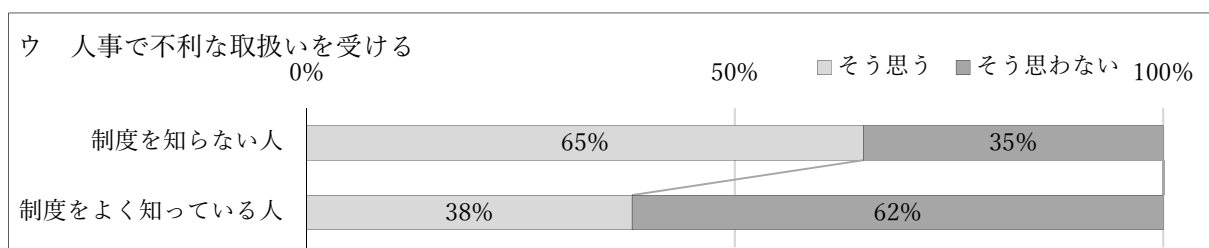
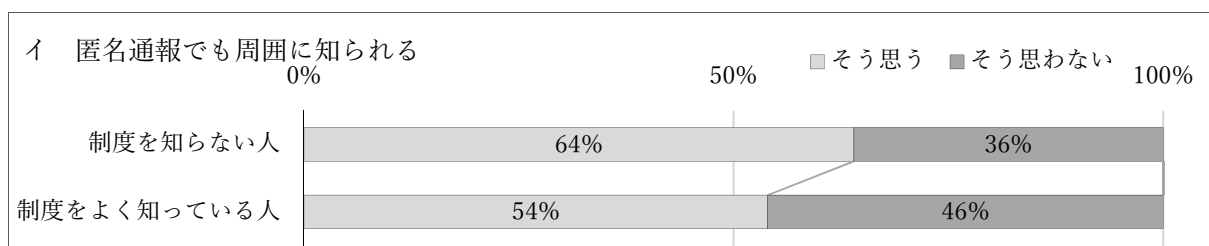
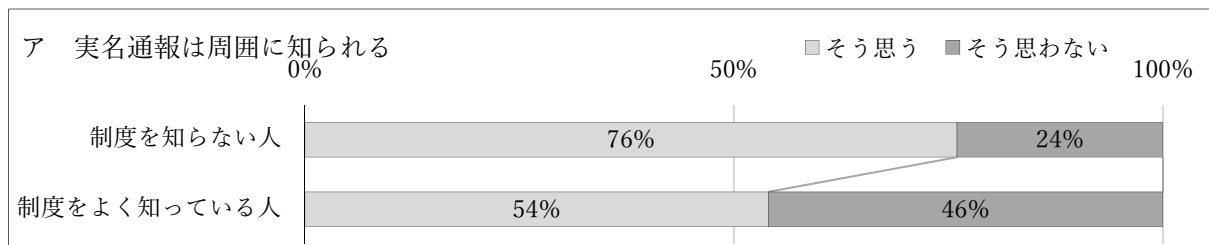
- ・個人による不正は調査し改善するだろうが、組織のイメージや信頼を損なうようなものは調査しないだろうと思っている。
- ・模範解答を得られればそれで終了するようなものであり、おざなりな調査しかしないことを経験している。

○県庁組織に対する不信

- ・所属長に改善を申し入れても取り合ってもらえないような組織である。

～「制度の認知」と「内部通報に対するイメージ」の相関～

「制度の認知」に関する質問全てを「知らない」と答えた者を「制度を知らない人」、逆に、全てを「知っている」と答えた者を「制度をよく知っている人」とし、「内部通報に対するイメージ」の質問について、それぞれどのような割合で回答しているかを分析した結果、以下のとおりとなった。



いずれの場合も「制度を知らない人」の方が「制度をよく知っている人」よりも「そう思う」と答える割合が高く、マイナスイメージを抱く傾向にあることがわかった。

なお、「通報しても改善されないと思う」と答える割合は、制度の既知・不知のいずれも他の設問に比べて割合が低いことから、通報すれば改善されると期待している人が多いということが分かった。

③内部通報制度についての課題や改善提案（主なものを抜粋）

ア 課題

- 内部通報制度自体にマイナスイメージがあるとの意見
 - ・内部通報制度は「密告」を奨励しているように見受けられる。
 - ・内部通報制度は、組織にとって悪・裏切りであるとの印象がある。
- 制度が悪用されるおそれがあるとの意見
 - ・特定個人の誹謗中傷になりかねない。
 - ・事実と反する通報がなされた場合に被害者に対するフォローがない。
- 職種によっては通報しにくいとの意見
 - ・技術職の職員は、特定の部署や特定の人間と長くつきあうため、人間関係の悪化をおそれ、通報をためらうのではないかな。
- 制度の詳細や通報基準などがよく分からないために通報しにくいとの意見
 - ・どこまでなら通報して良いかわからず、心理的なハードルが高い。
 - ・若い職員は、おかしいと思うことがあっても、「この職場ではこのやり方なのだ」と思い、通報という発想には至らないのではないかな。
 - ・通報する際に必要となる具体的な証拠について、どのようなレベルが必要か例示を示して欲しい。
 - ・内部通報の結果がどうなったのかが分からないため、効果や有効性が分からず、疑心暗鬼になる。
- 受付窓口体制に問題があるとの意見
 - ・相談窓口の受付時間が業務時間内となっているが、執務時間中に連絡することなどそもそもできない。
 - ・そもそも県職員が通報を受付、調査することがおかしい。

イ 改善提案

- 通報者の不安（情報漏洩や不利益な取扱い）を解消するための提案
 - ・第三者機関が受付し、調査も第三者機関が主体となって実施すべき。
 - ・通報窓口職員が情報漏洩等の不正を働いた場合に厳罰を与えるべき。
 - ・通報後の通報者と被通報者の人事配置を考慮すべき。
- 通報制度の理解を高めるための提案
 - ・改善された事例を庁内HPで紹介し、通報のメリットを示して欲しい。
 - ・受理、不受理を問わず通報内容や処理実績が分かるようにしてはどうか。
 - ・通報窓口や通報方法、処理手順などを目にとまりやすい方法で周知すべき。
- 気軽に相談通報できるようなイメージを持たせるべきではないかとの意見
 - ・通報という形態にこだわらず、些細なことでも気軽に相談できるような環境が必要。内部通報という名称は、組織と対決するイメージであるので、業務改善提案といったような表現に改めてはどうか。
- 通報者に対する報償制度に関する意見
 - ・通報により改善された場合は、通報者に昇級・昇任などのインセンティブを与えてはどうか。